

平成28年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(概要)

● 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部	19支部	・引き上げとなる支部 ・引き下げとなる支部 ・変更がない支部	(22支部中 2支部) (18支部中 14支部) (7支部中 3支部)
● 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部	15支部	・引き上げとなる支部 ・引き下げとなる支部 ・変更がない支部	(22支部中 9支部) (18支部中 2支部) (7支部中 4支部)
● 平均保険料率10%を維持することや、激変緩和率を4.4/10とすることについて『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部	2支部	・引き上げとなる支部 ・引き下げとなる支部 ・変更がない支部	(22支部中 2支部) (18支部中 0支部) (7支部中 0支部)
● 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部	6支部	・引き上げとなる支部 ・引き下げとなる支部 ・変更がない支部	(22支部中 5支部) (18支部中 1支部) (7支部中 0支部)
● 平均保険料率10%を維持することや、激変緩和率を4.4/10とすることについて『反対』とする趣旨の記載がある支部	5支部	・引き上げとなる支部 ・引き下げとなる支部 ・変更がない支部	(22支部中 4支部) (18支部中 1支部) (7支部中 0支部)

平成 28 年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

保険料率については、平成 28 年度の都道府県単位保険料率の決定(案)＜資料 1-1＞に基づいて記載している。なお、()内については、平成 27 年度の保険料率を記載。

支部名	支部長意見	評議会意見
北海道	10.15% (10.14%) ◆意見 平均保険料率については、既に 10%という高い水準に達し負担の限界であることや、他の被用者保険の保険料率と比較すると依然として大きな開きがあり、収入の低いものが高い保険料を負担するという逆進的な状況であることなどから、平成 28 年度の協会けんぽの収支見通しが黒字基調で且つ法定準備金が確保されているのであれば引き下げを行い、事業主や加入者の負担を軽減すべきである。 しかしながら、協会けんぽの今後 4 年間の収支見通しを踏まえた場合、保険料率の引き下げを行ったとしても、すぐに引き上げざるを得ない財政状況においては、出来る限り長く平均保険料率の引き上げを行わないことを優先させることで、財政基盤の安定化を図り、安心して安全な社会保障の一環としての役割を果たしていくことが必要と考える。 このため、平成 28 年度の平均保険料率を 10%に据え置くことについては、やむを得ないものとする。 激変緩和措置については、全国一律の保険料率から都道府県毎の保険料率への移行にあたって、その円滑な移行を図るために講じられたものであり、段階的に本来の都道府県単位保険料率に近付けていかなければならない現行の仕組みは理解しているが、保険料率を算定するための基礎となる医療費は様々な要因により構成されており、保険者の適正化の努力だけでは解消できない埋め難い地域差があることも指摘されている。 また、当支部評議会においては、地域医療格差の問題等から事業主や加入者の責めに帰すことの出来ない事情や平等な医療という観点、或いは保	◇意見 【評議会意見】 ・ 28 年度保険料率について、引き下げの意見が一部にはあるが、全体としては現状維持として長期的な安定を図っていただきたい。 ・ 現在の単年度収支均衡の原則や医療費をもとに都道府県ごとの保険料率を決定する方法などについて、根本から見直すということが必要ではないか。 ・ 激変緩和措置について、保険者の努力だけでは解消できない地域差があることや、全国一律の医療供給体制や医療アクセスが望ましいことから、全国一律の保険料率としていただきたいが、現行の制度における激変緩和率については、出来るだけ緩やかにしていただきたい。 ・ 変更時期については 4 月でよい。 【事業主代表】 ・ 社会保障全般において、様々な矛盾が指摘されていることについて、保険者としても強く意見発信することや交渉していく姿勢が非常に重要だと考える。

険料率の長期的な安定を考える上では、単年度収支均衡の原則や医療費をもとに都道府県毎の保険料率を決定する現在の方法について見直すとともに、全国一律の保険料率に戻すべきではないかのご意見をいただいたところである。 これらを踏まえると、平成 30 年度から導入が予定されている支部毎の取り組みに関するインセンティブ制度の評価内容及び基準が決まってない以上、現行の仕組みにおける激変緩和措置を法で許される期限まで最大限延長するよう厚生労働省に要請することも含めて、出来る限り緩やかにすすめるべきであると考えことから、支部間の保険料率格差が更に拡大することとなる今回の激変緩和率を含めた支部保険料率案（10.15%）については、反対の立場を表明する。 また、協会けんぽの発足と医療体制の再編から相当期間が経過しており、医療体制の整備に伴ってその結果としての医療費をもとに保険料率を都道府県毎に決定するこれまでの方法について検証し、保険者、事業主及び加入者が客観的に納得できる保険料率を決定する仕組みが整備されるまでの間は全国一律の保険料率とすることも含めて、再度検討を行うことを要望する。	・地方の中小企業においては、今後の北海道経済の景気動向も含め厳しい状況に変わりはないことから、激変緩和措置については、極力緩やかにしていただきたい。 ・経営にあたっては、経済状況の変動などにより経営環境が厳しくなった場合においても保険料率は安定していることが重要であり、引き下げることも長期に 10%を維持していただきたい。 ・北海道は広域であるがゆえに医療の効率性が損なわれるなどの特殊事情を抱えていることなどからも、これ以上地域格差を広げるべきではないと考えるため全国一律の保険料率とすべき。 【被保険者代表】 ・北海道支部においては激変緩和措置の解消によって本来の保険料率に向けて上がっていく状況であり、既に 10%という高い水準に達している平均保険料率の引き下げを行い、激変緩和措置は段階的に解消するなどして、加入者の負担が軽減されるようにしていただきたい。 ・安定的な運営を図っていくためには、被保険者数や経済動向など少なくとも今後 3 年間の動向を見極めることが重要であることから、現行の保険料率を維持すべき。 ・激変緩和措置については、これまでの議論から様々な問題点が指摘されており、地域格差の拡大や今後の保険財政を鑑みると全国統一の保険料率とすべき。 【学識経験者】
--	---

		・地域の経済状況や医療格差の問題等から全国一律の保険料率を要望するが、現状の仕組みにおける激変緩和措置については出来る限り都道府県単位保険料率の変動が抑えられるよう配慮いただきたい。 ・疾病リスクは地域的な要因よりも個体の要因が圧倒的に大きいにもかかわらず、それを地域的な保険料に反映することは合理性がないと考えていることから全国一律の保険料率とすべきだと思っているが、現状の制度における激変緩和措置に関しては緩やかな形で運用していくことが望ましい。 ・単年度収支均衡の原則で保険料率を変動させた場合は、今後、景気や財政が悪化し加入者が苦しい時に保険料率を上げざるを得なくなり、社会保障の基盤である安心で安全な国民生活を保障する考え方と矛盾することから、将来的な赤字などに備えた財政運営が望ましい。 ・医療費については市場原理が働かず、医療供給体制が整備されるほど医療費が増えていく構造であることや、医療費に責任をもたされる保険者が医療供給体制や医療費適正化に対して相当の発言権を持っていないことなどから、その結果としての医療費をもとに保険料率を都道府県ごとに決定する方法については再度検討をいただきたい。
青森	9.97% (9.98%) ◆意見 ◆ 当支部においても、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造に変わりなく、かつ今後とも楽観視できない地域経済情勢等を勘案した場合、僅かに 0.01%とはいえ保険料率が引き下げられる見込みにあることは、加入者・事業主の双方にとり、相対的に好ましい結果に着地した	◇意見 ● 前回、当評議会として「平均 10%を上限として、下げる時は下げ、上げる時は上げるという弾力的な対応を図るべき」という意見を提出した通り、負担する側に対し下げる時は下げるという姿勢を示すことが必要である。

	ものと思われます。 よって、青森支部に係る平成 28 年度保険料率の変更については妥当であり応諾すべきと考えます。 ◆ なお、先日の支部長会議にても申し上げたように、準備金については今後更に積み上がる可能性もあり得ることから、単なるバッファと位置付けるのではなく、法定額を超す場合の取り崩しに対する考え方や適正と考える水準・意義等について、翌年度の料率に関する議論を前に、協会として改めて明確な方針を示すことが必要ではないかと考えます。	もし逆に、極端な上昇となる場合には、国や関係機関等にさまざまな働きかけをしていくことが当然ながら重要となる。 ● 青森支部の保険料率は様々な予測データに基づき試算されたもので極めて論理的に適っており、特に問題はないと考える。
岩手	9. 9 3 % (9. 9 7 %) ◆意見 当支部の平成 28 年度における都道府県単位保険料率について、支部評議会において意見を聴取した結果、岩手支部保険料率を 9.93%とすることについて異論はなく賛同を得たことと、また、その他意見を踏まえ、以下の通り当職としての意見を申し述べます。 1. 岩手支部加入事業所の大半を占める中小事業所においては、依然として厳しい経営状態が続いており、また、そこに働く従業員の賃金を取り巻く環境も厳しく、景気回復を実感できる状況にはありません。そのような状況下において、平成 28 年度の岩手支部保険料率が前年度比マイナス 0.04%の 9.93%に設定されたことは、望ましいものと感じています。 2. 先般の医療保険制度改革において、協会けんぽに対する国庫補助率が当分の間 16.4%とされたことは、協会けんぽが置かれた厳しい財政状況に鑑みた処置であったと思料します。また、同改革による後期高齢者支援金における総報酬割の拡大により、協会けんぽにおいては支援金負担	◇意見 【学識経験者】 ●全国平均保険料率について 10.0%を維持する判断がなされたことについてはやむを得ないと思う。しかし、準備金については法定分を超過して積み上がった額の 16.4%分について補助金が減らされる仕組みであるが、減らされる事がないようにその分だけ料率を下げるような仕組みが出来ないものかと思う。 【事業主代表】 ●岩手県においては、大企業は昇給など賃金環境が多少良化しているようだが、中小企業においては未だ賃上げが困難な状況であり、岩手支部の標準報酬月額も他支部と比較し低い状況にある中で、年齢調整や所得調整、さらには激変緩和措置を行い全国平均より低い水準の料率となったことは、そのような地方の厳しい状況を踏まえての議論が尽くされた結果であり、望ましい。ただ、保険料については事業主として負担感が増しており、また、特に岩手県においては人口減少傾向が顕著であり、今後高齢化が進行し、医療費が増加していく状況の中、

	が減る一方で、他の健康保険組合等の被用者保険者の多くにおいては負担が増すこととなり、そのような状況下において、協会けんぽ保険料率の引き下げに関する議論については慎重に行わざるを得なかったものと思料します。さらには協会けんぽの料率が他の被用者保険者に及ぼす影響の大きさにも鑑みると、平均保険料率が 10.0%で維持されたことは国全体の医療保険制度を俯瞰しなければならない協会けんぽが置かれた立場を踏まえており、また、中長期的に安定した財政運営を見通せる料率でもあり、妥当な判断と思われます。 3. 一方で支部評議員からは、準備金が法定額を超えて積みあがっていくことによる悪影響を懸念する声が上がっています。また、加入者及び事業主からは、平成 24 年度から続く平均保険料率 10.0%のもとでは、既に保険料負担が限界に達しているとの声が多く聞かれます。つきましては、平成 29 年度の平均保険料率を議論する際には、そのような加入者・事業主の声を踏まえ、平成 28 年度の収支状況や新たな中長期的な収支見通し、さらにはその時点での経済状況を総合的に判断し、状況によっては保険料率の引き下げも含めた慎重な議論が行われることを望みます。	今後は保険料の抑制に向け、県などの行政機関と一体となり、特に高齢者における医療費削減のための取り組みを適正に行っていただきたい。また、若い年齢層に対しても、医療費削減のための教育や、健康づくりの取り組みを推進していただきたい。 【被保険者代表】 ●岩手支部における平成 28 年度保険料率については、支部での医療費削減の取り組みの成果もあり、対前年度比で 0.04%下がることとなり、賛同する。しかし、協会けんぽ全体として見た場合、各支部で医療費削減の努力を行っている中で平均保険料率を 10.0%で維持する点については、異論はないが、仮に準備金残高が今後も積み上がっていった場合に、国庫補助金が減額されるのではないかという危惧を抱く。 ●平均保険料率に関して、被保険者代表の立場からは、少しでも引き下げた方が望ましいという考えも持っているが、最終的には、勤務先において財務を担当していることもあり、仮に毎年度料率に変更になった場合の実務面での煩雑さや、将来に渡る安定的な協会けんぽの財政運営という点を考慮すると、10.0%で維持されたのは望ましい。
宮城	9. 9 6 % (9. 9 6 %) ◆意見 1. 都道府県単位保険料率について 宮城支部の保険料率は計算の結果、平成 27 年度と同率の 9.96%となります。平成 27 年 11 月 4 日付本部へ提出した「平成 28 年度保険料率に関する評議会での意見」においても最低限、現状の保険料率の維持を求めてきたところでありますので、その点については評価できると考えます。	◇意見 (主な意見等) 1. 宮城支部保険料率について (引き下げに関する意見) 【第 3 回評議会】 ● 企業側の希望としては単年でも、可能な限り保険料率を下げる方向で検討いただきたい。

しかしながら、準備金残高が法定準備金を大きく上回っていること、また、平成 28 年度均衡保険料率 9.52%であること等を勘案すると、引き下げる余地が十分にあったにも関わらず、平均保険料率の 10.00%の維持に留まったことについては、残念であると言わざるを得ません。 2. 都道府県単位保険料率の支部間格差について 中長期的視点に立って安定した財政運営とするために、全国平均保険料率 10.00%を維持したものでありますが、平成 28 年度保険料率においてはすでに 18 の支部において保険料率 10.00%を超過し、また、都道府県間では最大 0.54%の格差が生じております。 都道府県単位保険料率は、年齢調整・所得調整が加味されているとはいえ、地域医療に対する議論が開始されているものの、医療供給体制等による地域差が大きく影響している一方で、支部の取り組みが保険料率に反映されるような仕組みとなっていないのも事実であります。 平成 26 年度健康保険事業業績評価結果では、各支部が保険者機能を発揮し、加入者、事業主の協力並びに努力のもとに、一定以上の改善・成果があったことが評価されていますが、都道府県単位保険料率への反映がされないことも寂然といたしません。 保険料率を負担する加入者、事業主が納得して保険料を負担いただけるような仕組みの構築が今後より一層、求められると思料します。 3. 準備金について 中長期視点に立った財政運営を行っていくという考え方は理解できるものの、全国平均保険料率 10.00%を維持することにより、平成 28 年度予想される準備金残高は 1 兆 7,277 億円にものぼり、法定準備金を約 1 兆円も超過します。 準備金残高が法定準備金を大幅に超過することからも、保険料率引き	● 医療費が上昇している現状は理解しているものの、なるべく加入者の負担感が少なく済む保険料率としてほしい。 【第 4 回評議会】 ● 保険料率について運営委員会でも意見が分かれているとのことだが、単年度収支均衡が原則なのであれば、引き上げるべき時は引き上げ、引き下げるべき時は引き下げるほうが望ましいのではないかと。 ● 保険料率について大幅な引き下げは難しいと思うが、事業主、加入者の励みになるように、長期的スパンで検討することも視野に入れつつ、少し引き下げる方向で検討いただきたい。 ● 事業主の立場から言うと、今後も賃金は上がる可能性のほうが強く、準備金残高が順調に積み上がっていることを考えると、可能な限り引き下げたほうがよろしいと感じる。 ● 加入者の立場から言わせていただくと、可能な限り無理のない範囲で引き下げていただきたい。 ● 法定準備金を超過する準備金について国庫補助から減額されるのであれば、保険料率を引き下げてはいかがかと。 【第 5 回評議会】 ● 制度の安定的運営も重要であると考えているが、協会けんぽの 5 年収支をみると、多少の保険料率の引き下げを実施したとしても、安定的に運営ができるのではないかと。余力があるときに少しでも還元していくことも必要であると考えている。 (現状維持に関する意見) 【第 5 回評議会】 ● 保険料は下がったほうが望ましいが、今後、上昇していくと加入者の
---	--

下げを望む加入者、事業主は多く、準備金の取り崩しと適正な残高の在り方についての議論を次年度は早い時期から進めていく必要があるのではないかと思料します。 4. 激変緩和措置について 激変緩和措置については平成 27 年 11 月 4 日付本部へ提出した「平成 28 年度保険料率に関する評議会での意見」において報告した際と同様に、年齢調整及び所得調整後の保険料率の状況により各支部によっては意見は異なると思われますが、相互扶助の観点からも 4.4/10 としたその後も 1.4/10 の同一幅での均等引き上げを計画的に実施し、平成 32 年 3 月にこの措置を終了すべきであります。 ただし、今後の準備金残高の適正な在り方を検討する中で、全国平均保険料率を引き下げ場合は、期間短縮及び引き上げ幅の拡大を検討すべきと思料します。 5. 変更時期について 変更時期については、4 月納付分からとしていただきたいと思います。 以上、評議会で議論した内容を踏まえ申し述べましたが、最終的に平成 28 年度宮城支部保険料率について支部長意見を申し述べます。 本来ならば、準備金を取り崩して保険料率を引き下げるべきであると考えますが、協会けんぽ加入者の平均標準報酬月額が他被用者保険平均額よりも低く、ここ直近 5 年間の上昇はほぼ横ばいである一方、医療費の伸び率は平均 2.1% であり、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る傾向が拡大していること及び本年度の医療保険制度改革により、国庫補助率 16.4% が期限の定めなく実現したことの背景には、協会けんぽの財政を安定させると	負担に繋がってくる。それならば数年間は現状を維持していくというほうが安心感につながるのではないかと考える。医療費の伸び等を勘案すると保険料は上昇していくという予想を立てていたものの、平成 28 年度は現状維持に落ち着き、安心したという部分がある。永続的には無理だとしても、現状の保険料率が 3 年、5 年と継続していくほうが事業主、加入者の安心感につながるのではないかと考える。 (その他の意見) 【第 3 回評議会】 ● 法定準備金を超える準備金を取り崩して保険料率を引き下げするか、あるいは、現状の保険料率を維持して安定的に推移させるか、両論があるかと思うが、少なくともこれ以上は、加入者、事業主の負担が増えないようにしていただきたい。 【第 4 回評議会】 ● 準備金残高の推移についても非常に波が大きく、今後も様々な状況が考えられ、単年度収支均衡の短いスパンでみるということには不安感がある。保険料率についてはある程度長いスパンで考えたほうが、将来的な安定化につながるのではないかと考える。 【第 5 回評議会】 ● 医療費の伸び、協会けんぽの加入者の賃金上昇率、準備金残高の推移がどうなるのか等不確定要素が多いなかで、保険料率については単年度で考えるよりは複数年度で考えていったほうが良いのではないかと考える。 ● 3 年、あるいは 5 年等、ある程度の期限を定めて、保険料率を提示していただいたほうが安心感につながるのではないかと考える。
---	---

	いう政府・国会の判断があったこと等を総合的に勘案して、平成 27 年度と同率となる平成 28 年度宮城支部保険料率 9.96%についてはやむを得ないと判断します。 なお、平成 29 年度平均保険料率の議論にあたっては、先に申し述べた事項を早い時期から検討していくことを望みます。	● 高齢化率が上昇し、医療費が増加する一方、準備金残高が順調に積み上がっていくのか否かを適切に見極めながら対応していかなければならないのではないか。 ● 加入者にとって保険料率は下がったほうが望ましいと思うが、2025 年問題等を勘案すると、医療費は上昇せざるを得ないのではないかと考える。保険料率について後々は上昇することも覚悟のうえ、一旦は引き下げるほうがよいのか、現状維持でいくのかは非常に悩ましい問題であるとする。 2. 激変緩和措置について 【第 3 回評議会】 ● 全国的にも平成 32 年 3 月 31 日までが激変緩和措置の期限と定められているので、徐々にではあるが引き上げざるを得ないのではないかと考える。 【第 5 回評議会】 ● 平成 28 年度の激変緩和措置については、いまだに都道府県単位保険料率の差が大きいことを考慮して、相互扶助の観点からも、可能な限り小さな幅になるようにしていただきたい。 3. 変更時期について 過去の例に則り、4 月納付分からとしていただきたい。 4. これまでの評議会での議論を踏まえた最終的な議長のまとめ 激変緩和措置について ● 年齢調整、所得調整後の各支部の保険料率の状況により意見は異なると思われるが、都道府県間での保険料率の差が大きいことを考慮して、相互扶助の観点からも可能な限り小さな幅として、平成 32 年度まで同一の幅で計画的に引き上げていくことが妥当である。
--	---	--

		平成 28 年度宮城支部保険料率について ● 最低限現状の保険料率が維持された点については評価できる。 ● 中長期的な視点から安定した財政運営を目指し、平均保険料率 10.00% を維持していくことの必要性については評議員からも指摘があったが、準備金残高が法定準備金をはるかに上回っていること、平成 28 年度の均衡保険料率が 9.52% であることなどを総合的に勘案すると、全国平均保険料率 10.00% の維持に留まったことは非常に残念である。 ● 協会けんぽが抱える財政上の脆弱性が依然として解消していないこと、国庫補助率 16.4% が期限の定めなく実現したことの背景には、協会けんぽの財政を安定させるという政府、国会の判断があったということも保険料率を考えるうえで加味しなければならない。 ● 平成 28 年度保険料率について現状維持の 9.96% でやむを得ないとするものの、平成 29 年度の保険料率算定の際には、準備金の取り崩し、あるいは適正な残高のあり方について、早いうちから議論していただくとともに、中長期的に安定した財政運営が可能となるよう、保険料率を適切に見極め、引き下げを含めた積極的な対応をとるように強く望む。
秋田	10.11% (10.06%) ◆意見 1 平成 28 年度秋田支部保険料率 10.11% (前年度 10.06% に対し、0.05% 引上げ) 2 支部長意見 運営委員会で料率の維持と引下げの意見が伯仲するなか、支部評議会では平均保険料率引下げが、支部保険料率の引下げもしくは現状維持に	◇意見 1. 秋田支部の保険料率について ◆事業主側からすると受け入れ難い数字。地方の大変さを強くアピールして欲しい。 【事業主】 ◆準備金があるのだから、9.52 をベースに議論して欲しかった。国庫から補助を受けていると言われると弱いのだが、消極的に賛成。今回の料率についてはやむなし。

	つながることへの期待も大きかっただけに、支部保険料率が2年連続（2年間で0.09%）の引上げとなることは極めて残念です。 協会けんぽの財政基盤強化のため、これまで加入者や事業主の方々に支部大会や全国大会をはじめとした各種の活動に取り組んでいただいたこと、更には県内中小零細企業の経営環境が厳しく全国的にも低い賃金水準にある当県の実情や、これ以上の引上げには耐えられないとの訴えもあるなかで苦しい判断をせざるを得ないわけですが、今回の平均保険料率決定に至った経緯や現行の保険料率算定の仕組みの中で出された数字であることを勘案すれば、小職としては止むを得ないものと判断いたします。 なお、評議会において、①賃金水準の低い支部が高い保険料率を負担する状況を是正する必要がある、②医療費の伸び抑制等に取り組むのは当然としても、現状はどこまで保険料率が上がるのか先が見えず不安が大きいことから支部保険料率についても中長期的な見通しを示してもらいたい、③支部ごとの保険料率格差の拡大は問題であり歯止めをかける必要がある、といった大変厳しい意見をいただいておりますので、29年度保険料率を議論するに当たっては、こうした意見を十分に考慮していただきますよう強く要請いたします。 都道府県単位保険料率について、支部評議会の意見を聴取したところ、評議員意見は別添（右記）のとおりです。	【学識経験者】 ◆以前から、これ以上の料率引上げをしないようお願いしていたのに引上げられたということもあり、国から一方的に押し付けられた感じがある。 【事業主】 ◆これ以上保険料率は上がって欲しくない。じわじわと保険料が上がっていくのは先が見えず不安。支部保険料率についても中長期的な見通しを示してもらいたい。税金を使っていると言われると弱い、国庫補助を20%にしてもらう話は続けていただきたい。これ以上の引上げは容認できない。 【被保険者】 2. 激変緩和率について ◆医療費が平均よりも高い県は、保険料の負担がきつくなってくるということ。企業経営をしている側、雇用される側、どちらにとっても厳しい。支部だけでは解決できない問題ではないか。 【事業主】 ◆医療費の額で差が出るのは止むを得ない。が、このままでは格差が拡大する一方であり、歯止めをかける必要がある。保険料を支払って万が一の時の安心を得る保険制度の趣旨からすると地域によって保険料負担の差が開きすぎるのは、いかななものか。激変緩和率の現状維持を望む。 【事業主】 ◆激変緩和率の適用がなくなっても、地方の実情を汲んで、荒っぽくない料率の決め方を考えるべき。社会保障の観点から地域差を調整する何らかの仕組みを構築する必要がある。 【学識経験者】
--	--	--

山形	10.00% (9.97%) ◆意見 平成28年度山形支部保険料率を現行の9.97%から10.0%へ引き上げることにつきまして、協会全体の状況を鑑みれば止むを得ないものと判断いたします。 ただし、山形支部としましては、支部評議会で伺った意見を踏まえまして、以下のとおり申し述べます。 山形支部保険料率は平均と同じ10%となりますが、激変緩和措置がなければ本来平均保険料率を下回っていた状況です。料率の上昇に大きく影響したのが平成26年度の精算部分であることは結果として受け止めるとしても、激変緩和措置の恩恵を受けられない中で、結果として毎年料率が上がることになれば、加入者の皆様の理解を得ることは難しくなると思われまます。今後とも段階的な解消を進めて頂きたいと存じます。 また、山形支部評議会におきましては、中長期的な制度の安定が図られることが第一であり、毎年の変動は望ましくないとの統一したご意見を頂いております。協会の設立以降、毎年料率の変更に関する議論が行われておりますが、保険料だけでなく国庫補助により運営されている以上、協会内部での議論だけで決定するものではないことは評議会でも理解を頂いているところです。安定的な制度運営のためには、単年度収支均衡を基本とした議論ではなく、ある程度の中長期的な視点で料率を検討していく必要があるものと思料いたします。	◇意見 ○今は景気がよくなっているが、突発的な事態や財政状況に対応することを考えると、中長期的な安定を保証する財源は決して十分ではないと感じる。将来10%以上の負担を懸念している。 ○10%維持のため準備金の積み増しをするだけでなく、更に保険者機能を発揮していてもらいたい。
福島	9.90% (9.92%) ◆意見 1. 平成28年度の福島支部の都道府県単位保険料率 算出された福島支部の保険料率は9.90%	◇意見 ○ 全国健康保険協会の全国平均保険料率については、協会けんぽ発足当初の8.2%から現在は10.00%にまで引き上げとなっている。この間の保険料引き上げ額は事業主・被保険者負担合わせて年間約6万円にも

	2. 評議会の意見 平成 28 年 1 月 13 日に福島支部評議会を開催し、福島支部の都道府県単位保険料率について、各評議員の意見を聴取しました。その意見は別添 1（右記）のとおりです。 3. 当職の意見 都道府県単位保険料率の変更について評議会の意見を聴取いたしました。当職といたしましては、評議会の意見等を勘案した結果、平成 28 年度の福島支部保険料率が 9.90%となることを了承いたします。ただし、平成 29 年度全国平均保険料率の算定にあたっては、次の点について要望いたします。 ○ 平成 28 年度全国平均保険料率は諸般の事情により据え置きはやむを得ないが、加入者の理解を得るには、平成 29 年度保険料率については準備金残高や均衡保険料率によっては引き下げを検討すべきものとする。	達する（標準報酬月額 28 万円として）。従って、加入者の負担は限界であり、これ以上料率が上がらないようにしていただきたい。 ○ 長期的な安定性を重視するとはいつても、現在の準備金残高からすれば、保険料率を引き下げるべきときは引き下げる、また引き上げる必要がある場合は引き上げる、というように、状況に応じた対応が必要ではないか。
茨城	9. 9 2 % (9. 9 2 %) ◆意見 平成 28 年度の平均保険料率を 10%に据え置くことについて、総合的に判断し賛同致します。 協会けんぽの財政構造は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る脆弱性が依然として解消されておりません。加えて、将来的な被保険者数の伸びや賃金動向、医療費の増高等の予想が正確に見定められない状況であります。これらの状況を考慮すると、準備金残高が法定金額を上回っている状況を捉えて引下げの判断をするべきではなく、中長期的に安定した財政運営を図っていくことが重要であると考えます。 また、協会発足以降の厳しい財政状況の中、苦渋の決断で保険料率を引	◇意見 1. 28 年度保険料率 法定準備金が積みあがっている状況ではあるものの、財政構造の脆弱性が改善されたものではなく、また従業員へ支給する給与は中長期的な生活の安定を考慮し支払うべきであり、保険料率については中長期的な視点で 10%を維持すべきと考える。その上で、試算の予想に反して中長期的に黒字化が見込まれる場合には、保険料率の引き下げを検討されたい。 2. 激変緩和措置

	き上げた背景には中長期的に安定した財政運営の実現が目標としてありました。そして、国庫補助率20%への実現の課題を残しつつも16.4%が期限の定めなく実現したのは、協会けんぽの財政を安定させるという判断があったことが推察されます。 更には後期高齢者支援金の総報酬割部分の拡大により、被用者保険間の負担にも変化を及ぼします。保険料率を議論するにあたり、これらの経過も踏まえて熟慮すべきと考えます。 激変緩和措置においては、全国一律の保険料率から都道府県ごとの保険料率への移行の趣旨に鑑みれば、計画的に解消していくべきものであり、28年度4.4/10の措置については妥当であると判断致します。 これらの結果として、茨城支部の28年度保険料率が9.92%となることに異議はございません。 茨城支部の28年度保険料率が9.92%となることについて、評議会として異議なく承認された。なお、これまでの審議における意見については以下（右記）のとおり。	平均料率よりも保険料率が低い茨城支部としては、激変緩和措置を維持する必要性はない。一方の意見として、年齢・所得調整はされているものの、医療供給体制等の地域差がある中、インフラ整備等の下支えがない状態での早期解消については保険料率が高い支部にさらに負担を強いる事となり、社会保障の観点から見れば望ましくない。したがって、計画的に激変緩和措置の解消を進めていただきたい。
栃木	9.94%（9.95%） ◆意見 1. 都道府県単位保険料率（栃木支部）について 平均保険料率10%、栃木支部保険料率9.94%として4月納付分からの料率設定に必要な手続きをお進め願います。 2. 都道府県単位保険料率の変更にかかる意見 (1) 平成28年度平均保険料率については、第72回運営委員会において理事長の最終判断に委ねられ、理事長の判断理由を明示した上での苦渋の決断「平均保険料率は現行水準10%維持」「激変緩和率は4.4/10」が運営委員会において承認されました。	◇意見 (1) 保険料率について ①評議会の集約意見 ・引き下げられる状況であるのならば、引き下げるべき。しかしそれによってまた再度引き上げられることは大変なので、安定的に運営するためにはどうしたらよいかを考慮しながら進めてもらいたい。 ②その他の意見 （事業主代表） ・短期的には問題ないが、長期的には厳しいという試算が出ており、

(2) 当職としては、評議会のご意見を踏まえた上で、全国健康保険協会としての最終決断がなされた以上、その判断を支持致します。 (3) したがって、平均保険料率が 10%と定まった以上、栃木支部の保険料率につきましては、厚生労働大臣に要請を行っている激変緩和率 4.4/10 に基づいて所定の計算により算出された保険料率である 9.94%で 4 月納付分からの料率設定に必要な手続きを進めて頂きますようお願い致します。 3. 評議会の意見 別添（右記）のとおり。	その中で短期的にある程度利益が出ている状況で、国庫補助を下げられるということになれば、下げられるときに料率を下げておくべき。 ・小さい企業もあり、そのような企業の負担感を考慮すれば、長いスパンで考えた方が良い。 ・法定準備金と国庫補助をどう考えればよいか非常に難しいが、安定的な運営をするという観点が良い。 (加入者代表) ・保険料率を下げられる時に下げるというのは、保険者にとっても、加入者にとっても利益になると思われ、十分検討したうえで実施していただきたい。ただし、料率を引き上げる時の問題もあるため、単純に引き下げるというのも問題である。大きく引き下げるのではなく、引き上げられることがあることを踏まえて決めるべき。 ・単年度収支均衡の原則の考え方で上げ下げするのではなく、もっと長いスパンで安定的な運営が行えるようにした方がよいと思う。 ・下げるという意見には慎重である。財政的な赤字構造というものを具体的に示していただき、その上で議論すべきではないか。 (学識経験者) ・短期的には下げるべきだと思われる。長期的には財政が厳しくなるのは間違いないとのことだが、厳しさが前提にあるので料率を引き下げないというのでは、なかなか国民の理解は得られない。下げる場合も、長期的な見通しも含めて厳しくなるということをいかに周知するかが合わせて大事になる。 ・国庫補助金の関係もあり、非常に難しい。準備金を積立できるくらいなら支援する必要はないと健保連は主張する。どちらかと言えば、栃木県の料率は他に比べると低いですが、一般論では通用しないのではないかと思います。栃木県の具体的な医療費適正化の取り組みを説明するとともに、その結果、準備金が積みあがっているというある意味での、エビデンスを示さなければならない。
---	--

		・地域格差があり、10%を超えるところは当然下げしてほしいとなり、我々のような 9.95%のところはこれでよいとなる。我々は栃木県として意見を述べるが、全国的な意見を集めた本部が分析して、国の出方を読むのだと思う。力関係によってまた変わるだろうが、料率が高い支部と低い支部を分けて論議をすれば分かりやすいのではないと思う。 ・法定準備金を減らすと、協会けんぽだけズルいというところも出てくるかもしれない。 ・いずれかの考え方を取ったとしても、その試算がどれだけ正しいのか検証できない議論を強いられている。我々は。平成 28 年度の保険料についてのみならず、毎年保険料をどのように考えるか議論しているが、法定準備金は、一か月分は準備しなくてはならないと法律に定められており、これを確保する必要がある。そのために必要な予測を立て、その予測をクリアするように料率を定めるというのが正しい考え方だと思うが、更にそれを超えて二倍以上保有しておかないと安定的に運営できないのではないかという考え方を同意するかどうかということについては、健康保険は強制加入であり、法律が定めた金額以上に、安定的な運営をするためという名目といえども、それを根拠とするのは、そう褒められたことではないのではないのかという気がする。加えて、国の制度でありながら都道府県ということで料率の差をつけている訳だが、保険料を払うということと、給付を受けるという貸与関係をなんでも細かく行うということであれば、単年度で考えていくのが一つの基本なのだろうと思う。長期間で法定準備金が確保し続けられていくような考え方は、そもそもその試算の客観的な支持率も低いし、考え方からいっても必ずしも正しくないのではないかという気がする。結論としては、単年度の収支均衡の原則に基づくべき。ただし、単年度収支に基づく、明らかに一年後、二年後に法定準備金を下回ってしまうという試算が明らかに成り立つのであれば、必要な限
--	--	---

		度において複数年度に渡り資産を保つという考え方でよいのではない か。 (2) 激変緩和措置について ①評議会の集約意見 ・激変緩和措置については、期限に応じて進めていくしかないが、激 変緩和率が上がった場合に、高いところの保険料が上がらないように 平均保険料率を下げていくなど、保険料率が上がる支部を十分考慮す る必要がある。 ②その他の意見 (事業主代表) ・激変緩和については、大きな差がある中で、限られた期間で最終的 には激変緩和をなくしていくのであれば、期日に見合った激変緩和の 率を見直していくしかない。でなければ、目標期限が来ても結局でき ないという状況に陥るのが目に見えるようである。激変緩和率はなく していく方向で進めていくべき。 ・激変緩和率をすすめると、平均よりも低いところは更に下がるが、 高いところは上がってってしまう。金額的に上がらないようにする ためには、全体の料率が下がる時に高いところが金額が上がらない ような形で平均値が下がっていくというようなことをしていかなけれ ば、激変緩和を無くすことは技術的にできない。料率を下げながら、 激変緩和を進めるという形にし、高いところの金額が上がっていか ないようなテクニックを使わないと激変緩和は無くせない。長期的な観 点から考えれば、保険料率を下げるのはあまり好ましくないが、準備 金が積み上がると国庫補助が減らされるというルールを含めて考え ると、激変緩和率をなくすためには一度料率を下げなくては激変緩和は なくならないという形になっていくのではないか。
--	--	--

		(加入者代表) ・栃木の場合は、据え置きの場合は少し上がり、激変緩和率を上げれば、保険料率は下がるという訳だが、前回の議論でも意見が出たように、料率が上げるところもあれば、下がることもあるため、結局は取り合いになってしまうところもある。保険料率が上がる支部の意見を十分考慮して検討すべき。 (学識経験者) ・各県がどこまで真剣に取り組んで、やっていくのかという問題が当然絡んでくる。地域医療構想シンポジウムで医師会長がお話されたように、河口の話をきちんとしておかなければならない。また、我々がそこまでやる仕事なのかという問題もある。 ・激変緩和率は全体を調整しようという話であり、激変緩和率によって不利益を被る支部の意見を聞くのは当然必要なことかと思われるが、全体の調整なので、決められたとおりにやるしかない考える。 (3) 変更時期について ①評議会の集約意見 [4月でよい。] ②その他の意見 (加入者代表) ・実務的な立場で考えれば、ここ数年4月で行われており、平成28年度も4月でよい。 (4) その他 (事業主代表) ・高齢者の医療のあり方の問題。高齢者の医療費を誰が負担するかという中で、各保険者がそれぞれが負担をしているが、保険者が負担す
--	--	--

		るということは各会社が負担しているということになる。この問題がなければ収支は全く問題なく、料率も下げられる。
群馬	9.94% (9.92%) ◆意見 今回の保険料率の改定については、支部評議会の意見を踏まえ、算出した群馬支部保険料率9.94%を、平成28年4月納付分保険料より適用することをやむを得ないと考えます。 平成28年度の平均保険料率の決定に際して、10%の維持あるいは引下げ両論があり、非常に苦しい決断であったと思料します。理事長が決断した10%の維持について異論はありません。 協会発足以来厳しい財政状況の中これまで苦渋の決断であった保険料率を引き上げてきた思いとしては、中長期的に安定した財政運営の実現が目標であり今後も保守的に考えるべきと思料します。 今後は準備金残高の整合性等議論していくべきと考えます。	◇意見 1. 保険料率について 群馬支部の都道府県単位保険料率を9.94%に引き上げることにについては、厚生年金保険料も毎年引き上げられているため、小幅であっても非常に厳しい状況である。しかし、中長期的に安定した財政運営を考えた場合やむを得ないとする。協会においては、ジェネリック医薬品の普及や医療費適正化等をより進める必要がある。 2. 激変緩和措置について 支部ごとに努力するといった、協会発足時の考え方、都道府県単位保険料率の趣旨を踏まえた場合、激変緩和措置については、法律で定められたとおり平成32年度以降は本来の都道府県単位保険料率で制度運営を行うべきとする。しかし、計画的に解消するためにも、他支部との意見調整を十分される必要がある。
埼玉	9.91% (9.93%) ◆意見 保険料率の平均10%維持および激変緩和を1.4/10進め、結果として埼玉支部保険料率は0.02%引き下げの9.91%となることに関しては、「中長期運営の安定を最重点とする理事長方針」と「現状の経済環境等から勘案した将来見通しの不透明感」の2条件を前提とした場合、妥当なものと考えます。ただし、支部評議会の意見等も勘案し、以下のことについてご検討いただきたく申し添えます。	◇意見 ○平成28年度保険料率についての埼玉支部評議会意見 平成28年度保険料率の平均10%維持および激変緩和率1.4/10の引き上げという判断に関して、埼玉支部評議会としては否定するものではありません。 ただし、経済状況の不安定な動向をもう少し見極める必要もあり、中長期的な財政安定性という抽象的な議論で結論づけることには疑問がありま

	① 健康保険制度が保険の仕組みで運営されている以上、現在の加入者は将来への過度な負担をすべきではなく、単年度収支を基本とすべきである。(すでに高齢者への負担金で世代間の負担をしており、さらに、フローであるべき制度でストックの概念が取り入れられることにより、一層の保険の仕組みからの乖離が発生する。) ② 一方で、将来的な安定運営の手当も必要であるが、その際は、将来的な安定運営に必要と考えられる負担額を明示して行くことが必要と考える。(たとえば、法定額とは別に、必要と考えられる剰余金の額を目途として明らかにしていく方法等が考えられる。) ③ また、剰余金の発生時には、料率の引き下げだけではなく、健康増進に積極的に取り組む加入者・事業所へのインセンティブとしての還元を検討していくことも必要と考える。	す。 また、収支差を準備金として積み上げるだけでは、健康増進に取り組んでいる加入者や事業主の努力が全く保険料率に反映されないということになります。本来、単年度収支均衡が基本であれば、今後は準備金を積み上げるだけでなく、保険料率の引き下げや、保険料の還付等のインセンティブが必要と考えます。 ○各評議員の意見 財政的に余裕がでてくれば保険料率を下げるということは考えられると思う。埼玉支部評議会としては保険料率を下げるという意見であったが、全国的には色々な意見がでていいる。その中で理事長が現状維持と判断したということであれば、あえて否定することはない。(学識経験者) 保険としての収支に関係してくるのは医療費の伸びと保険料収入であるが、保険料収入の伸びは必ずしも賃金上昇率と一致するものではない。また賃金動向というものは、経済統計を扱ううえで大変難しく信頼できる数字を導き出すことは難しい。 前回、経済動向が不確かであり、もう少し見極めたほうがいいのではないかという考えであったが、評議会としては、ごく僅かな引き下げがあってもよいという意見でまとまった。 ただ、他支部の意見には色々あって、支部の中でも意見が割れているところもあった。 それを踏まえて理事長が現状維持の判断をしたことについて、どういった経過だったのか若干疑問に思うところがある。 中長期的な財政安定性を重視するという抽象的な議論で結論づけることには疑問がある。(学識経験者)
--	--	--

		支出の削減や、疾病の予防などの努力が評価され保険料率が下がるのは当然だが、来年度 3,900 億円の単年度収支残額が見込まれており、単年度収支均衡という原則から考えれば、翌年度への繰越ではなく、保険料の還付、翌年度の保険料率引下げ、あるいは健康経営に努力した事業所等への報奨という形で考えるべきではないか。 準備金への積立だと、頑張りが全く保険料率に反映されないということになる。 今年の春闘相場に関して 3%賃上げという発言があった。昨年の春闘をみると平均で 2.4%くらいの賃上げがあり今年もかなりの水準の賃上げが予想されることから、平成 28 年度の余剰金約 3,900 億円もまず手堅いと思うので、保険料率を下げることや、なんらかのインセンティブということは考えていかなければならない。(事業主代表) 基本的には単年度収支で均衡させるべきあり、たとえば剰余金の 5%を支部で活用できるような仕組みにしていかなければ、支部が努力をする甲斐が全くないと思う。(事業主代表) 平均 10%から見れば埼玉支部は低い保険料率にはなっているが、自己管理して健康保険を使わず頑張っている人もいるので、保険料が余ったら次期繰り越しで準備金にするだけでなく、違う方向にも使ってもらえると良い。(被保険者代表) 民間の共済や保険においては、単年度収支で黒字であれば還付金として返すというところがある。協会けんぽも還付したり、翌年度は保険料を下げたりということも考えていいのではないか。(被保険者代表)
--	--	--

千葉	9. 93% (9. 97%) ◆意見 (1) 平成 28 年度の千葉支部保険料率について 平成 28 年度の平均保険料率を 10%に据え置く方針が示されたが、これは協会けんぽを取り巻く諸事情を中長期的に勘案した結果である。協会けんぽは、被用者保険のセーフティーネットとして我が国の国民皆保険制度を支えていく使命があり、中長期にわたり財政基盤の安定を図っていくためには、今回の措置は妥当であると思料する。 また、平成 28 年度の激変緩和率を、1.4/10 引き上げて 4.4/10 とすることは、平成 31 年度末の期限を見据えた措置であり妥当である。 よって、平成 28 年度の千葉支部保険料率を 9.93%に変更することを是認する。 (2) 保険料率の変更時期について 保険料率の変更については、4 月納付分からとすべきである。 (3) その他 ・激変緩和率については、平成 27 年 5 月に成立した医療保険制度改革法により、期限の延長も可能となっている状況であるが、各支部において保険者機能を発揮した努力が報われるためにも、期限の先延ばしはせずに、今後も計画的に引き上げを進めていくべきである。 ・準備金が積み上がっている状況であるが、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政構造の脆弱性は依然として解消されていない。今後も中小企業の経営状況や経済全体の動向を注視していき、必要であれば国庫補助率 20%への引き上げを国に求めていくべきである。 ・試算によると、このまま平均保険料率 10%を維持した場合、準備金はさらに積みあがっていく見込みであることから、平均保険料率を引き下	◇意見 (1) 平成 28 年度の千葉支部保険料率について 平成 28 年度の平均保険料率については 10%に据え置く方針が示され、それにより千葉支部の保険料率は 9.93%に変更となるが、これは協会けんぽの財政を中長期的に安定させることを考慮した結果である。また、協会けんぽには多くの国庫補助が投入されており、将来的には国庫補助 20%という課題も残っていることから、今回の措置は妥当である。 (2) 平成 28 年度の激変緩和措置について 平成 28 年度の激変緩和率を 1.4/10 引き上げて 4.4/10 とすることは、平成 31 年度末の期限を見据えた措置であり妥当である。 (3) 保険料率の変更時期について 保険料率の変更時期については、4 月納付分からとすることで異論はない。
----	---	--

	げるべきとの意見が今後も出てくると思われる。しかしながら、協会けんぽの財政には多くの国庫補助が投入されており、保険料率の動向については国をはじめ多くの関係者も注視しているところである。その点も考慮したうえで、来年度以降の保険料率を設定していくべきである。	
東京	9.96% (9.97%) ◆意見 当支部の都道府県単位保険料率は、別添1 (9.96%) のとおり算出し、評議会に提出しました。 このことに関する東京支部評議会の意見は別添2 (右記) のとおりでした。 これらを踏まえた当職としての考えは、次のとおりです。 東京支部の保険料率は、平成27年度から0.01%引き下げて9.96%とする。 なお、次の意見を付帯するので、今後、東京支部として対応していくほか、本部においても十分検討していただくよう要望する。 (付帯意見) 平均保険料率を、可能な限り長期にわたり負担の限界である10%を超えないように維持し、安定した財政運営を実現していただきたい。また、更なる安定化のため「国庫補助率20%」の実現にむけて引き続き要望していくべきである。 少なくとも将来、平均保険料率10%を引き上げざるを得ない事態が発生した場合には、国庫補助率を引き上げることで、平均保険料率10%が維持できる仕組みを検討していただきたい。	◇意見 東京支部評議会としては、平成28年度の健康保険料率を「平成27年度から0.01%引き下げて9.96%」とすることについて、次の意見を付帯することです承する。 ○東京支部は平成28年度保険料率が0.01%下がることになるので、賛成する。 ○保険料率は、引き下げられるときには引き下げて、引き上げる必要があるときは、ゆっくり引き上げて欲しい。 ○激変緩和措置については、できるだけ早期に、少なくとも当初のスケジュール通りに解消していただきたい。 ○均衡保険料率9.52%と平均保険料率10%の間には0.48%の開きがあるが、東京支部では、2年度前の精算で0.01%の引き上げとなったことや、加入者数が増加していることが懸念される。 ○今後も国庫補助率20%の要求を続けていただきたい。

	激変緩和措置については、できるだけ早期に解消を図るべきであり、遅くとも現時点での期限（平成 32 年 3 月 31 日）までには解消していただきたい。	
神奈川	9. 97%（9. 98%） ◆意見 当職として、平成 28 年度の神奈川支部に係る都道府県単位保険料率を「9. 97%」に引き下げること、賛成いたします。 当支部評議会においても、反対意見はありませんでした。 ただし、評議会意見も踏まえ、以下のとおり当職の意見を申述いたします。 1. 平成 28 年度の平均保険料率について、10%を維持するかあるいは引き下げるかの判断は、非常に難しい問題だったと思料します。最終的に10%を維持するとの結論については、異論はありません。 ただし、10%維持とする判断のベースとなっている「協会設立以降の全体の議論や状況」（中長期的に安定した財政運営の実現、国民の血税投入による協会の財政安定という政府・国会の判断、国庫補助率20%という課題）については、早い段階で運営委員会および評議会で議論を深めるべきであったと思料します。 各支部の評議会において、引き下げを求める意見が維持を求める意見を上回っていたということは、加入者及び事業主の多くは、保険料率引き下げこそが利益であると考えていたと読み取れます。 理事長から保険料率10%維持の判断の根拠等が示されましたが、これまでの議論の流れからみて、結論に唐突感を感じる評議員が少なからずいるのではないかと危惧するところです。保険料率が上がる支部においては、評議員あるいは加入者及び事業主への説明に苦慮する	◇意見 1. 保険料率について ●神奈川支部に係る都道府県単位保険料率を9. 97%に引き下げることには異論はない。 ●全国平均保険料率10%据え置きによって生じる準備金のさらなる積み上がり、国庫補助率の引き下げに繋がるのではないかと懸念する。 ●最近の協会の動きをみると、昨年度の全国大会・支部大会などの動きの中で見られた、国庫補助率20%引き上げの情熱が失われている印象を受ける。 ●介護保険料率の算定の基となる介護納付金についても総報酬割とするよう強く主張すべきだ。 2. 激変緩和措置について ●激変緩和率については、引き続き計画的に10分の1. 4ずつ引き上げるべきだ。

	支部があることは想像に難くありません。 評議会の多数意見とは逆の考えを結論とするのであれば、もう少し早い段階で「協会設立以降の全体の議論や状況」についての議論を促し、加入者及び事業主の利益の実現（例えば、国庫補助率20%という課題の実現）のためには保険料率10%の維持がたしかに必要なだというような意見形成を図るべきだったと考えます。 2. 激変緩和措置については、今後も毎年度10分の1.4ずつ計画的に引き上げていくよう要望いたします。	
新潟	9.79%（9.86%） ◆意見 ➤ 当支部の都道府県単位保険料率変更について、当職としては平成28年度の全国平均保険料率「10.0%」維持、激変緩和措置「10分の4.4」、新潟支部保険料率「9.79%」及び保険料率変更時期「4月納付分から」が妥当と考えます。 当該意見に係る背景は次の通りです。 （1）今後の経済状況には不確定要素が多く、また医療費の伸びが平均標準報酬月額伸びを上回っている状況が過年度から継続しており、協会財政の赤字構造が改善していない現状において、今後、中長期的に安定した保険財政運営を行う必要があること。 （2）多くの事業主や加入者から「保険料率10%は負担の限界であり、これ以上の保険料率引き上げは事業存続や家計にも大きな影響を及ぼしかねない」との声が上がっていることに加え、今後の消費税増税等を見据え、平成29年度以降の国庫補助率に	◇意見 《平成28年度新潟支部保険料率について》 平成28年度新潟支部保険料率については妥当と考える。 《その他》 1. 安定的に保険財政の運営をするためにも、保険料率について中長期的なスパンで考えるべきである。今後の経済情勢は不確定要素も多くあり、協会けんぽ財政の赤字構造が改善していないという状況も踏まえると、来年度の平均保険料率10%もやむを得ないと思う。ただし、10%を維持する目的を鑑み、理事長の発言のとおり「10%を超えない」ことを守ってもらいたい。【学識経験者】 2. 「平均保険料率10%を決して超えない」という心構えがあるならば、平成28年度は10%維持で良い。【事業主代表】 3. 平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げ、激変緩和率を毎年度

	ついて本則上限の 20%を実現するための働きかけを継続する必要があること。 ➤ 新潟支部評議会（平成 28 年 1 月 18 日開催）における意見は別添（右記）の通りです。	均等引き上げ、又は、当面ゆるやかに引き上げるにしても、賃金上昇率 0.5%の場合の試算では、最低となる支部の料率の推移を見ると、下がる年度と上がる年度がある。このように変動するよりも、平均保険料率 10%を維持し漸減していく方が、加入者も受け入れやすいと考える。【学識経験者】 4. 激変緩和率については、平成 31 年度末まで均等に引き上げてコンスタントに解消していくのが良い。【被保険者代表】 5. 準備金残高が不足すれば保険料率は上げられるが、反対に、法定準備金を超えて積み上がった準備金の 16.4%相当を、翌年度の国庫補助から減額されるという仕組みは筋が違うと思う。【学識経験者】
富山	9. 8 3 % (9. 9 1 %) ◆意見 平成 28 年度の当支部の保険料率については、全国平均保険料率を 10.00%、激変緩和率を 4.4/10 として計算した場合には、9.83%となり、前年比 0.08 ポイントの引き下げとなります。 協会の直近収支見通しによると平成 27 年度単年度収支 2,719 億円の黒字、準備金残高 1 兆 3,366 億円の黒字が見込まれ、平成 28 年度全国平均保険料率 10.00%を維持した場合には、更に大きく準備金が積立てられる見通しであります。 このような状況の中、当支部評議会の議論においても加入者代表・事業主代表の評議員からは、昨年と同様、引下げられる場合には引下げるべきとの意見があり、学識経験者からも、医療費等は短期の支払いであり、単年度収支均衡という考え方もあるとの意見もありました。	◇意見 1. 平成 28 年度保険料率について ○引き下げられるときは、引き下げるのがいいと思う。安定的にやっても、激変緩和措置によって変わるなら、とりあえず下げられるものは下げたほうがいい。 ○柔軟に上げ下げできるのなら、下げた方がいいと思う。 ○上げることもあることを前提に、下げられるときは下げておいて、将来のための取組みも併せて実施した方がよいのではないかな。 ○支部として考えると、全国で 2 番目に低い現在の料率を更に下げる必要はない。今のままの料率でもっと他のところに予算配分ができるの

	しかしながら、当協会の赤字構造、現状 1 兆円を超える国民の血税が導入されていること及び中長期におよぶ安定的な財政運営を行うために、当協会として全国平均保険料率 10.00% の維持という苦渋の決断としたことに対し、やむを得ないという結論に達し、一応の理解は得ることができました。 ただ今後、積み上がる準備金の一部について、国民皆保険制度を守るため、従来より一歩踏み込んだ医療費圧縮の施策の展開、制度存続への危機感共有等の施策展開のために活用することを検討すべきと考えます。 また、激変緩和率については、今後も、平成 28 年度と同様、計画的に実施すべきと考えます。	ではないか、還元すべきサービスがあるのではないかと思います。 ○長期的な視点も必要だが、医療給付費については、短期の支払いなので単年度収支均衡という考え方もある。 2. 平成 28 年度の激変緩和措置について ○期限が決まっているのだから、着実に計画的に進めていただく方が、現行の保険料率が高い所低い所のどちらにもいいことではないか。 ○支部の努力などにより医療給付費が低いところは低い。激変緩和率の引上げは着実にやっていくべき。 3. 保険料率の改定時期について ○変更時期は 4 月納付（3 月賦課分）からで問題ない。
石川	9. 9 9 % (9. 9 9 %) ◆意見 石川支部保険料率 9. 9 9 % （全国平均保険料率 1 0. 0 0 %） 平成 2 8 年度保険料率の議論においては、協会設立後初めての全国平均保険料率引き下げも視野に議論を重ねてきたが、石川支部評議会の中でも「収支均衡の原則に基づき引き下げるべき」という意見と、「中長期的に安定した運営を行うため、1 0 % を維持するべき」という意見に分かれている状況であった。	◇意見 ・これだけ財政黒字が出ている以上、保険料率は当然引き下げるべき。努力が見える形で反映されなければ努力する意味がなくなってしまう。 ・理事長の判断理由ではなぜ 1 0 % 維持を決定したか納得できない。両論ある中で 1 0 % 維持に決断したなら、全加入者がその意図に納得できるような説明資料が出されるべき。納得できる説明がないなら、その意思決定に従うことはできない。 ・毎年準備金を積み上げている中で、何を根拠に協会けんぽが赤字構造で

それぞれの意見に理があり、判断が難しい状況であるが、現在の財政黒字と積み上がっている準備金は、リーマンショック後の大変厳しい経済情勢の中、年々引き上げられた保険料を事業主・加入者が納めた結果である。 評議会の議論を通して、粛々と保険料を納めていただいた事業主・加入者に報いるため、今回は「初めての全国平均保険料率引き下げ」への期待が大きく、また大きなチャンスだと感じたことは紛れもない事実である。 こうした中、理事長が、厳しい財政状況下で年々保険料率を引き上げざるを得なかったこれまでの経緯を踏まえ、中長期的に安定した保険運営を行うことを重視し、「全国平均保険料率１０％維持」を決断されたことは大変重いものと思料する。 ただし評議会では、「理事長の判断基準をもっと明確に示すべき」、「都道府県単位保険料率とする基準そのものを見直すべき」といった厳しい意見も出されている。 当職としては全国平均保険料率１０％維持とそれにより算出される石川支部保険料率９．９９％については容認せざるを得ないが、今回の決定が評議員はじめ、事業主・加入者の期待に必ずしも応えられているとは言えない。よって、次の２点を付帯事項として添えておく。 付帯事項 - 平成２９年度保険料率の議論は１０％維持を前提としないこと - 国庫補助率２０％の実現を引き続き求めていくこと	あるとっているのか。賃金の伸び、景気の動向は予測できないと思うが、実際黒字幅は拡大する見込みになっている。１０％に維持するために不安を煽っているとの疑念を持つ。 ・「中長期的に安定的に運営するため」に「１０％に維持する」という説明には納得できない。（１０％に維持すると安定するのか。１０％でないと安定しないのか） ・激変緩和の拡大で支部間格差が広がり、支部間の料率の差が大きくなりすぎている。 ・激変緩和率だけを議論しても意味がない。保険料率の決め方自体、年齢調整・所得調整等の計算方法自体が本当に妥当なのかについても議論・検証のうえ、激変緩和率について議論すべき。 ・国民皆保険制度なのに加入する健康保険により料率格差があることは問題で、本来は全国１つの保険にまとめるべきだと思っている。それなのに協会けんぽはさらに４７支部ごとに料率を設定するというのは全く理解できない。 ・全国一律の保険料率にすることで競争原理が働かないのであれば、一部インセンティブとして料率に差をつけることも考えられるのかもしれないが、過度な競争原理には必ず弊害があり、社会保険制度にはそぐわないと考える。
--	---

福井	9.93% (9.93%) ◆意見 平成 28 年度保険料率について、評議会の意見をふまえ、次のとおり意見を提出します。 【平均保険料率・激変緩和措置】 平均保険料率 10%は、「10%維持」、「引下げ」の両論ある中、運営委員会及び評議会で十分な議論を経た結果であり、妥当と判断する。 また、激変緩和措置については、昨年度、当支部の意見として「平成 32 年 3 月が期限であることを勘案し、最終年度にしわ寄せがこないよう、徐々に激変緩和率を拡大すること検討していただきたい」と申し上げたところであり、激変緩和率を 4.4/10 として厚生労働省に要望することは妥当と判断する。 【福井支部保険料率】 福井支部保険料率 9.93%は、平成 26 年度実績に基づき算定されたものであり、妥当と判断する。 【変更時期】 4 月納付分からの変更は、運営委員会及び評議会の意見を踏まえたものであり、広報期間の確保、事業所の事務手続きの観点からも妥当と判断する。 また、福井支部保険料率 9.93%は、平成 27 年度と同率であるが、福井支部の第1号都道府県別保険料率と全国平均の第1号保険料率の差は縮小していることを重く受け止めている。 今後は、より一層関係機関と相互理解を深め、連携協力して保健事業及び医療費適正化を推進する決意である。	◇意見 【福井支部保険料率】 (被保険者代表) ・ 福井支部の場合、激変緩和率の拡大、平成 26 年度の精算など、引下げに働く要素があっただけに、0.01%であっても「引下げ」というアウトプットがほしかった。算定方法等については理解・納得している。 【その他】 (学識経験者) ・ 加入者の保険料で加入者の保険給付を支えるのが基本。しかし、準備金には、保険給付費だけでなく、高齢者医療への拠出金が含まれている。現役世代に高齢者医療の分まで準備を求める制度設計に疑問を感じる。 そのような制度なら、法定準備金を超える積み立ては不要ではないか。
-----------	---	--

	なお、評議会意見は次(右記)のとおりである。	
山梨	10.00% (9.96%) ◆意見 1. 都道府県単位保険料率について 平均保険料率10.00%を維持するなか、示された平成28年度山梨支部の保険料率10.00%については、やむを得ないと考えますが、平均保険料率の決定に至るまでのプロセスについては、次の点で疑問が残りますので、組織として整理しておく必要があると思料します。 - 平成28年度の収支見込みでは、準備金残高が1兆7千億円を上回る水準となり、過去あったように、国庫補助率引下げ懸念が払拭できないこと。 - 他の被用者保険料率の水準に近づけることが、当協会の目標であり、加入者からも期待されていた。それが実現できる数少ない機会であったが、来年度以降も平均保険料率の引下げが実質的に無くなったことは、大きな方針転換であり、時間をかけた議論が必要ではなかったか。 - 医療保険は短期給付であり、単年度収支均衡の原則に則り運営されるべきで、準備金を将来の備えとすることは本来的に馴染まないと考えるが、備えとするのであれば、せめてその状況を明快に示すことが必要ではなかったか。 - 各支部評議会の意見の実態が運営委員会へ報告がされていないと感じる。評議員個々の意見集約と支部評議会全体としての意見集約では状況が異なったのではないかと。支部評議会の意見のとりまとめ方法は見直しが必要である。	◇意見 - 激変緩和措置について、期間延長がされるなど、最初の目的と実際の対応がずるずるといっているように思う。大きな差が出ないように措置を講じているが、このままずるずるといくのは好ましくない。 - 平均保険料率10%ではなく、各支部においても10%を歯止めとし、低いところはインセンティブを与えるという考えもあるのではないかと。この支部も保険料率10%が限界だ。 - 平均保険料率10%を維持して、毎年準備金残高を積み上げていくというのめいかなものか。法定準備金を維持できれば、平均保険料率を均衡保険料率の水準に引き下げてもよいのではないかと。 - 地方の企業にとっては収益も上がらない厳しい経営状況の中、できる限り負担が軽くなるような方向で動いていただきたい。 - 試算は試算で理解したが、今後どうなるか分からない。できる限り10%では意味がない。平均保険料率10%を維持できなくなったら、国庫補助をとというような具体的なことも決めてほしい。 - 単年度収支でゼロを目指すような、できる限り低い保険料率で毎年決めていくのがよいのではないかと。 - 各支部保険料率の上限が10%とはいいますが、平均保険料率10%

	2. 激変緩和率 期限までの解消を図るべく、激変緩和率10分の4.4の設定は容認します。 3. 保険料率の変更時期 平成28年4月納付分より新保険料率の適用を容認します。	は可能な限りではなく死守していただきたい。 ・介護保険料については、料率の変更もないため特に意見なし。 ・変更時期については4月からでよい。
長野	9.88% (9.91%) ◆意見 1. 都道府県単位保険料率について 評議会意見 全国平均保険料率を10%に据え置き、その結果算定される長野県の平成28年度保険料率9.88%について、既に決定されたことであり是認せざるを得ないとした上で、以下(右記)のご意見がありました。 支部長意見 長野支部評議会では、平成28年度の保険料率に関して、当初から極めて真摯かつ活発な議論が展開されてきました。その結果運営委員会に提出した意見は、「引き下げ」と「現状維持」の両論でしたが、「引き下げるべき」との意見が圧倒的に多数を占めておりました。 今回の決定がなされた後の議論においても、そうした思いが強く残っており、上記評議会意見に現れております。 小職といたしましても心情的には、評議会の多数意見に与するものであります。 しかしながら、小職は協会けんぽの一組織人です。事ここに至れば理事長が熟慮を重ね決断され、経営の意思として決定した方針(保険料率)を加入者の皆様に丁寧に説明し、理解と信頼を得ることが小職	◇意見 ・協会けんぽの大多数を占める中小事業所では、景気回復の実感もなく大変厳しい経営状況が続いている。平成28年度の収支均衡の全国平均保険料率は、10%を下回る水準で試算されていることを考え合わせると、5年先の将来を見通すこともさることながら、当面する加入事業所の課題解決を優先し、平成28年度の保険料率は、引き下げるべきであった。 ・今回の決定が保険料率の長期安定を志向した結果であるとすれば、10%の保険料率が最大限維持できるよう努力してほしい。 ・ここまで準備金が積み上がることで、せっかく獲得した国庫補助率16.4%が引き下げられるのではないかと危機感を感じる。最低限現状の国庫補助率の水準が維持されるよう努力されたい。

	に課せられた責務であると考えます。 また同時に、保険者機能を発揮し、保健事業や医療費の適正化、経費削減をとおり、評議委員の皆様のご要望にお応えすることが、加入者利益の実現につながると考えております。 2. 激変緩和率について 評議会からは特段のご意見はありませんが、激変緩和措置については、協会けんぽ設立の趣旨にのっとりできるだけ速やかに廃止するかまたは、平成32年度に向け激変緩和率を一定割合で規則的・計画的に引き上げることが長野支部評議会の一貫した主張でした。今回の決定は、評議会の主張に沿ったものであり賛同します。平成29年度以降についても、計画的な引き上げが確実に維持されることを要望します。 3. 実施時期について 平成28年4月1日からの適用を承知します。	
岐阜	9. 93% (9. 98%) ◆意見 平成28年度の岐阜支部における都道府県単位保険料率について、過日開催した岐阜支部評議会においては、別添のとおり、①平均保険料率、②激変緩和率の引上げ、③準備金残高の水準、④都道府県単位保険料率、⑤保険料率の変更時期について審議の結果、平均保険料率10%を維持し、激変緩和率を期限まで均等に引き上げ、岐阜支部における保険料率を9. 93% (対前年度保険料率から▲0. 05%) とし、変更時期を4月納付分(3月賦課分)からとすることについて、了承する旨ご意見を頂戴いたしました。	◇意見 1. 平均保険料率について ・引き下げると国庫補助に切り込まれることがあり得るので、理事長の判断は良かったと思われる。 ・短期的に料率が上下するより、長期にわたって安定したほうが良い。ただ、一定の基準のようなものが必要ではないか。 ・10%維持で良い。頻繁に上下すると現場の方もやりにくいと思われる。 ○評議会としては、平均保険料率10%で了承。

	今回初めて、平均保険料率の引下げが選択肢となりましたが、中長期的に安定的な財政の運営をすること、負担の限界である平均保険料率10%を可能な限り長期にわたって超えないようにすること、及び激変緩和措置についての拡大に関する計画を踏まえ、「平均保険料率10%を維持し、激変緩和率を期限内に均等に引き上げる割合4.4/10とすること。」とした理事長判断は、熟慮の上のご決断であり、当職としても、その判断を尊重したいと考えます。 但し、次年度以降の激変緩和措置については、期限を待つことなく可能な限り早期に解消を図り、本来の姿に近づくように検討していただくことを要望します。 また、岐阜支部保険料率を9.93%に引き下げることについては、現下の厳しい経済情勢の中で、加入者・事業主の皆様の負担の軽減となるから、これを是認するものであります。 なお、平均保険料率10%を維持することにより、来年度収支見込みでは準備金残高が1兆7千億円まで積み上がると試算されています。依然として存在する他の被用者保険との料率格差、先が見通せない高齢者医療に関する負担の増大に対し、国庫補助率20%を実現するためにも、準備金の適正な積立水準を検討すべきと思慮します。 今後とも医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政構造の脆弱性が解消しないことに加え、今後の経済動向なども慎重に見極める必要があり、次年度以降、準備金水準の在り方を含め財政運営の安定化を推進していただきたいと考えます。	2. 激変緩和率の引上げ（幅）について ・均等に引き上げていくというのが分かりやすいし、理解しやすい。 ・岐阜支部としては速やかになくしてもらった方がいいかもしれないが、相互扶助の精神も必要。 ○評議会としては、激変緩和率を4.4/10で了承。 3. 準備金残高の水準について ・緊急事態を考えても、これ以上の積立ての必要はないのではないかな。 ・例えば、法定準備金の2倍程度を目安としてキャップをかぶせ、それを超えるものは保険料率に還元する、などの考え方を導入してはどうか。 4. 都道府県単位保険料率について ・支部保険料率を9.93%（対前年度保険料率からマイナス0.05%）に引下げできることは、望ましく歓迎すべきことである。 5. 保険料率の変更時期について ・4月納付分から良い。
静岡	9.89%（9.92%） ◆意見 都道府県単位保険料率の変更について、静岡支部評議会の意見を聴取したところ、意見の概要は別添（右記）のとおりであり、評議員それぞれのお立場から様々なご意見を賜りました。	◇意見 中長期的に安定した財政運営を続けるために、平均保険料率10%を維持することは妥当と考える。 激変緩和率については、激変緩和措置を現行どおり平成32年3月まで

	当職といたしましては、加入者及び事業主の皆様には、厳しい経済情勢の中、引き続きのご負担をお願いすることになります。静岡支部の平成28年3月分からの保険料率、9.89%への変更については概ね妥当であると考えます。	に計画的に解消するために、激変緩和率4.4/10とすることについても妥当と考えるが、当評議会としては、できるだけ早期の解消を望みたい。
愛知	9.97% (9.97%) ◆意見 平成28年1月19日愛知支部にて開催された支部評議会にて、28年度の保険料率は全国平均10%、愛知支部の保険料率は9.97%で、共に前年と同率であることから、満場一致で承認された。評議会での意見を踏まえ、意見の申出をいたします。 全国平均10%の保険料の設定は、可能な限り長期にわたって安定した運営を図る主旨に沿ったものだが、直近の被保険者増などにより収支が改善されたことで、準備金が法定額を大幅に超えている。一方で、平均保険料率では低い組合健保にも10%を越す組合があることから、国庫補助を受けている立場では引下げることには抵抗もある。しかし、評議員からもこれ以上の準備金の積み上げは、本来企業経営に活用できる資金が蓄えられているのであり、国の経済に影響を与えるのではないかと意見もあるため、29年度の料率設定時には引下げも視野に入れていただきたい。 激変緩和率を4.4/10に設定することについては、期間を2年延長していることもあり、今後も1.4づつの緩和解消が適当であると思料する。また、変更時期の4月は、評議会においても異論がなく妥当である。	◇意見 1. 保険料率について 愛知支部の保険料率は全国平均を常に下回っており、24年から5年間変わらず9.97%で安定している。今後も激変緩和措置が執行されれば、引下げになることが見込まれることから、今後も事業計画通りの医療費削減努力に期待している。 2. 準備金の扱い 法定額を大幅に超えた準備金は、上限額が設定されていないため、あまり積みあがると国庫補助を受けている手前、圧力が強くなるのではないかと。本部が適切な対応をとる必要がある。 3. 激変緩和措置 今後5年間で着実に1.4づつ執行されることを望む。
三重	9.93% (9.94%) ◆意見 現在の保険料率算定方法による平成28年度の三重支部保険料率を9.93%にすることについて容認いたします。	◇意見 (1) 少子高齢化による長期的、構造的問題があるため、先手先手で政策を打つべきであり、保険料率を下げる短期スパンではな

	まず、激変緩和措置について、協会発足後はリーマンショック等の経済的な外的要因はあったものの、現在では経済的に不安定な状況も一定の目途がつき、当初の都道府県単位保険料率の原則に立ち戻る時期に来ているとも思われるため、今後、経済的な外的要因や特別な事情が発生した場合を除いて、激変緩和率を毎年度均等に引き上げることに異論はありません。 また、平均保険料率について、短期的視点である保険料率の引き下げと中長期的視点である平均保険料率 10% の維持の比較において、将来の医療費の伸びを鑑みれば中長期的な保険料率の安定性を重視すべきという意見があり、また、協会けんぽの財政面での脆弱性や不透明な経済情勢等の事情を勘案すれば、現時点では、平均保険料率 10% の維持はやむを得ない判断と考えます。 ただし、平均保険料率が 10% を超過することは事業主及び加入者の負担を大きくさせ、延いては、中小企業経営を悪化させ、かつ加入者の生活を脅かすこととなるため、平均保険料率が 10% を超えないような事業運営を強力に進めていくように望みます。 なお、次年度以降において、協会の収支予測を見直す中で、収支状況がさらに大きく改善する方向であれば、保険料率の引き下げも検討すべきと考えます。	く、保険料率を固定する長期スパンで保険料率を判断すべきである。 (2) 協会けんぽ発足当時から、都道府県単位保険料率を行うと決めた訳であるから、やはり原則どおり激変緩和措置を施行すべきである。 (3) 準備金について、中長期的視点に立てば、今後予測される医療費の伸びに対応するため積み増しを行う必要があるので、単年度収支差で国庫補助が減額される現行制度の縮小・廃止を国に要求すべきである。
滋賀	9.99% (9.94%) ◆意見 都道府県単位保険料率の決定については、支部評議会の意見を聴取したところ、意見は別添「評議会意見」(右記)の通りであり、当職としては評議会の意見を踏まえ、保険料率の変更については、次の通りです。 【意見】	◇意見 1. 平成 28 年度保険料率 ● 保険料率については、準備金は法定準備金をギリギリ保ちながら国庫補助を確保できる水準で均衡保険料率にして、法定準備金まで準備金が積み上がらず単年度収支が危機的状況になったら国庫補助率を 20% 要求してもいいのではないかと。加入者・事業主が軽

	平成 28 年度の平均保険料率は、協会設立以来初めて平均保険料率の引き下げが議論の俎上に上がり、運営委員会でも意見が分かれ、理事長におかれては、難しい判断であったかと思料する。 しかしながら、各支部の評議会においても平均保険料率 10%据え置きと示した支部は 3 支部で他は引き下げか両論併記である。当支部評議会の意見も据え置きの意見はなく、引き下げられるときは引き下げ、均衡保険料率で危機的状況になった時に国庫補助率を 20%に引き上げる要求をしてもいいのではないかとある。 将来的に被保険者数の減少や高齢者の増加は避けて通れない道であり、平均保険料率 10%を超えるのが早晚であるならば、下げられるときには下げて均衡保険料率で 10%を超えそうになった時に、医療保険制度改革にもある通り、国庫補助率 20%への引き上げの措置を講ずるべきである。 評議会の意見からすれば、加入者・事業主の切実な声を反映しておらず、当職としては、やはり現状維持は考え難く、加入者及び事業主の利益の実現を図るためにも、平均保険料率 10%据え置きは反対である。	い負担で済むように、法定準備金を最小限確保する範囲の中で保険料率を決めていただきたい。(27 年度第 2 回滋賀支部評議会意見) ● 平均保険料率 10%維持するとの事だが、上下の差が開く中での 10%維持では信憑性が無くなってきて信頼されなくなる。あまりにも差が開いてしまうと名目だけでも本社機能を保険料率の低い県へ移す所が出てくる可能性があるという点も懸念する。(学識経験者) ● 運営委員会から理事長へ宛てた意見の理由としては引き下げの理由の方が説得力がある。準備金が 1 兆 7 千億円になる中で、被用者保険者間の格差是正のための国庫補助から新たに積み上がった分の 16.4%を返して保険料率 10%維持するという事に矛盾を感じる。中長期的に安定的な運営ができるとの判断で維持としたとの事だが、準備金のどの水準を持って中長期的に安定的な運営と判断としたのか。維持に至った経過をもっと分かりやすく、納得できるような理由を示していただきたい。(事業主代表) 2. 激変緩和措置 ● 激変緩和で調整しようとするより更に差が開き、勝ち組と負け組という格差ができる懸念があるので、激変緩和はなくした方がいい。各支部の保険者の努力で医療費を大幅に抑制し保険料率を決めるには無理があり不可能だと思う。各県の実情に合わせた保険料率の設定が良いのか悪いのかという議論が保険料率の高い支部から出てくると思う。(被保険者代表) 3. その他
--	---	---

		● 都道府県単位保険料率を計算するのであれば、都道府県毎に収納率が違うのであるから、総報酬額に対して全国の収納率を加味するのではなく各県の収納率を踏まえて考え、各支部の収入と支出を明確にする見せ方も考えたほうがいいのではないか。(被保険者代表) ● 収納率が 100%であれば保険料率も下がるのだから、日本年金機構に 100%収納するよう強く要請をすればいいと思う。経済が悪化すれば滞納事業所も増えてくる。厚生年金に違法に入っていない事業所 79 万事業所を調査するなどニュースがあったように、入らなくていいなら入らないというような悪循環になってくるので、協会も経営していかなければならないのであるから、収支バランスというものをもっと厳密に見ていかないといけないと思う。(被保険者代表) ● 平均保険料率を超える支部は 18 支部あり、今年度より上がる支部は 22 支部ある。平均保険料率 10%と支部の実際の保険料率との差につじつまが合わないと感じる人は少なくないと思う。全国の数字を割って計算して保険料率が算出されましたのでこれで議論してくださいでは、都道府県で保険料を決めている意義が何にもない。(被保険者代表) ● 現状の算出で見れば、やはり医療給付費を伸ばさないような医療費適正化を協会としてどのように展開するかだと思う。(事業主代表) ● なぜ医療給付費が伸びているのかを年齢階層別や疾病別等で分析して、医療給付費を伸ばしている要因に対する事業展開をして、
--	--	--

		保険料率が上がらないように取り組んでいただきたい。(学識経験者) ● 韓国ではレセプト点検を完全電子化にして医療費が大幅に削減されたと聞いたことがある。支部でどうこうできる事ではないが、医療費の伸びが保険料率に関係しているならば、根本的な事も考えていかないといけないのではないかと思う。(事業主代表)
京都	10.00% (10.02%) ◆意見 この度の保険料率維持の決定により、協会発足以来の保険料率への対応の経緯をも踏まえ、加入者には、協会は保険料率を上げることはあっても下げることはないと受け止められることと思われます。 京都支部は、これまで、保険料率の高止まりを容認することはできないとしながらも、協会けんぽの置かれた財政状況を鑑み、保険料率の一時的な引き上げや据え置きについては理解を示してきました。 今回、保険料率の検討に当たり、健康保険法第160条3項、5項の新しい法解釈が唐突に提示され戸惑を覚えますが、やはり協会の財政原則は、単年度収支の均衡であると考えます。 この新解釈につきましても、今後の料率検討への影響も考えられ、取り扱いを明確にする必要があります。 また、理事長の料率維持の決定のご判断に至るまでのご思考も理解できるものですが、これは保険の運営の最終責任者としての立場での判断であることを、銘記する必要があります。 多くの加入者にとって、準備金残高が法定額の2倍まで積み上がると見込まれる状況の中、将来の不透明な不安要素を理由に保険料率を据え置くことは、納得できるものではありません。 ここは加入者の長年の高負担に報いるためにも一旦料率を下げ、平成2	◇意見 1. 保険料率 (事業主代表) ・5年収支見通しが、必ずしもそのとおりになる訳ではなく、保険料率は、単年度毎に決めるべきである。28年度の均衡保険料率や準備金残高を見ると、準備金の取り崩しも視野に入れて、9.5%程度まで下げても良いのではないか。その後、上げる必要が出れば、医療費適正化の努力により、できる限り低く抑える。それが本来の姿である。 ・現実として、中小企業にとっては10%でも厳しい。評議会は、そういった現場の声を聞くことが目的であり、料率を下げることもたらず、今後の政府への追加支援要請の際の影響等は、評議会で議論する内容ではないと感じる。 ・安定的運営のために一定の準備金が必要であるとの考えは理解できるが、「法定準備金×安全係数」などといった、必要額の基準が必要であると考え。現在の平均保険料率10%が、かなり高い水準なのだから、基準もなく安定的運営を理由に料率を下げないとするには疑問を感じる。

9年度以降は、中期財政を見据えたうえで、収入が不足する場合は保険料率が上がり、余剰金が発生する場合は保険料率を下げるという均衡の原則の運営姿勢を示すべきでした。 料率の維持も引き下げも協会の基本使命である「加入者及び事業主の利益の実現」に沿うものではありませんが、今回の料率の決定のスタンスについては、加入者に丁寧に説明し、理解を求める必要があると思います。 しかし、29年度保険料率の検討に際しては、このたびの決定のスタンスに左右されることなく、引き下げについて再度ご議論いただきたく運営委員の皆様にもお願い申し上げます。 なお、都道府県単位保険料率については、医療費や準備金の精算が含まれ、一般の加入者にとって分かりづらい仕組みとなっています。保険料率に与える影響も看過できないケースもあり、加入者に向けた一層の分かりやすい説明・周知が必要です。 激変緩和措置については、平成31年度を目途に、均一に引上げていくべきであると考えており、今回の措置に賛同します。	・経済状況等を見ると、料率引き下げのタイミングは今しかない。 ・運営委員会において厚労省より示された、健康保険法第160条の単年度収支均衡に関する解釈は、来年度以降の料率議論を縛るものなのか。仮にそうならば、これまでの議論を根底から変えるものであり、厚労省に説明を求めるべきである。 (加入者代表) ・保険料率を上げてきた結果が、法定準備金の2倍以上の準備金保有では、加入者の理解が得られない。法定準備金以上に積み上がった部分は、料率を下げることで加入者に還元すべきである。 ・協会けんぽの保険料率は、これまで上がるか据え置きかの議論であった。料率を下げることのデメリットばかりを強調すると今後も下げることはできない。料率を下げて、加入者に上がることもあれば下がることもあるという意識を植え付けることも必要ではないか。 ・10%維持の理由として、「可能な限り長期にわたって」との文言があり、来年度以降も料率を下げないと宣言しているとも読み取れる。来年度の料率議論においては、今回の決定に引きずられることなく、料率の引き下げも念頭に置いた議論が必要である。 (学識経験者) ・収支見通しは、今後の経済状況によって大きく左右されるため、5年収支見通しのみで議論しても、あまり意味がない。現実には、準備金が積み上がっているのだから、法定準備金の水準になるまでは、料率を下
---	---

		げるべきである。10%据え置きでは加入者の理解を得られない。 - 健康保険法の単年度収支均衡の規定が、財政黒字の際の料率引き下げを意図するものではないとしても、引き下げを禁じたものとは言えず、来年度以降も料率引き下げに向けた議論をすべきである。 2. 激変緩和措置 (事業主代表) - 毎年 1.4/10 ずつ引き上げるべきである。これ以上先延ばしすることは、本来の趣旨に反する。また、支部毎の健康づくりの取り組みの動機づけになる。 3. 変更時期 (評議会) 4 月納付分からの変更で良い。
大阪	10.07% (10.04%) ◆意見 1. 評議会のご意見について 今回の評議会では、平均保険料率 10% の理事長決定について、学識経験者からは「各支部評議会の意見でも、全国的に料率引き下げの意見が多い。大阪支部評議会の意見もそうであった。改めて意見聴取されてもその意見は変わらない。」、事業主代表から「中小企業では、特に大阪では経営がまだまだ不安定であり、事業主としても少しでも支出を抑えたい。大阪支部評議会の意見としては以前から一貫しており引き下げしかない。」、被保険者代表からは「準備金は積み上がっていて、さらに単年度収支も大幅な黒字	◇意見 【学識経験者】 各支部評議会の意見でも、全国的に料率引下げの意見が多いと思われる。また、大阪支部評議会の意見としても料率引下げの意見であった。改めて意見聴取されてもその意見は変わらない。 【学識経験者】 協会けんぽの収支見込について、退職者給付拠出金が年々減ってきていることや、社会保険の未加入問題では国がさらに対策を強化することも聞いており、協会けんぽにとって拠出金増加の歯止め、加入者増加に

	であるにもかかわらず保険料率を引き下げないのであれば、どのような状況下であれば引き下げるのか。支部評議会の議論が儀式としか思えない。」等の、多くの大変厳しいご意見をいただきました。 2. 平均保険料率について 上記のような評議会としてのご意見はあるものの、理事長が協会発足以降の厳しかった財政問題の経緯も踏まえ、また協会けんぽを取り巻く諸状況を総合的に判断されて、決定された平均保険料率10%は、今年度はやむを得ないものと考えます。今後はその時に表明された「可能な限り長期にわたって、負担の限界である10%を超えないようにすること」を、準備金を取り崩してでも最低限死守していただくことは勿論ですが、単年度収支と準備金の状況により平成29年度にも改めて料率引き下げを検討されるように要請します。 また、先程の評議会意見にもありますように、中小企業を中心とする大阪の現状を考えると、少しは改善の兆しはあるものの実感に乏しくいまだに厳しい経営状況が続いています。 加入者及び事業主の負担を少しでも軽減するためにも、今回の保険料率の改定にあたって示された平成28年度の単年度収支均衡保険料率が9.52%であり、5年間の収支見通しを厳しめに見たとしても下げる余地があったのではないかと思います。 特に、平成25年度までは数千億円単位で増加していた高齢者医療への拠出金も、前期高齢者納付金は平成26年度以降団塊の世代すべてが前期高齢者に含まれたこと、後期高齢者支援金は総	による収入の増加など、プラス要因もあり、保険料率の引下げも可能ではないか。 【事業主代表】 中小企業では、特に大阪においては経済的地位が低く、まだまだ不安定であるため、事業主としても、少しでも支出を抑えたいと考えている。大阪支部評議会としての意見は、以前から一貫しており引下げしかない。これ以上議論しても意味がないのではないか。 【被保険者代表】 準備金が積み上がっていて、さらに単年度収支も黒字であるにもかかわらず保険料率を引き下げないのであれば、どのような状況下であれば下げるのか。支部評議会の議論が、儀式としか思えない。保険料率を引下げることはないのであれば、保険料率を上げる際も、評議員として慎重にならざるを得ない。 【学識経験者】 理事長、運営委員会の意見も否定はしないが、このまま準備金が積み上がると、国庫補助率をまた引下げられるのではないか。 【被保険者代表】 大阪支部評議会では、全員一致で引下げるべきという意見であるし、運営委員会でも意見が分かれているのであれば、0.1%でも下げるなど妥協点を図って結論を出すべきではないか。平均保険料率10%維持では妥協点がない。将来的なのこともあるが、保険料を払っているのは、現在の加入者であり、そこに還元すべきではないか。
--	---	---

	報酬制移行への過程にあること、退職者給付拠出金は平成27年から新規の退職者医療制度の加入者がなくなり今後減少していくことから、急激で大幅な負担増は当面考えられないと思われます。 なお準備金についても、平成28年度末で1兆7千億円にもなる時に、法定準備金を超える準備金をどのような形でどの位の水準で持てば安定的と言えるのかの議論も必要ですし、「単年度収支均衡」についての立法の趣旨も示された訳ですから、協会けんぽとしてもその趣旨に沿った考え方の整理が必要だと思います。 協会けんぽの理念のキーコンセプトの中に、「被用者保険の受け皿としての健全な財政運営」に並置して「加入者及び事業主の意見に基づく自主自律の運営」とありますが、今回はそれを活かすべき絶好の機会だったと思うと今回の10%の決定は残念でなりません。改めて平成29年度にも単年度収支と準備金の状況により料率引き下げの検討をお願いします。 3. 激変緩和措置について 急激な保険料上昇を抑制するための激変緩和措置は10分の4.4でやむを得ないと考えます。 4. 保険料率の変更時期について 平成28年度の保険料率の変更時期は、4月納付分からの変更でやむを得ないと考えます。 5. 都道府県単位保険料率について 上記を勘案すると、平成28年度の大阪支部保険料率は<u>4月納付分から10.07%</u>でやむを得ないと考えます。	【学識経験者】 単年度収支が赤字であっても、当面の間、平均保険料率10%維持を死守するのであれば了解しない訳ではないが、平均保険料率10%を超えるようなことがあれば当然賛同できない。
--	--	---

兵庫	10.07% (10.04%) ◆意見 支部評議会においては、中小企業の厳しい現状の訴えがあり少しでも平均保険料率を引き下げてほしい要望もあったが、評議会としては結果を受け入れるしかないとの結論となった。激変緩和措置及び料率の変更時期については特段の反対意見はなく承認された。 兵庫支部では 10.04%から 10.07%と引き上げとなるが、小職としては都道府県単位の保険料率の設定に賛成であることから、やむを得ないと考ええる。 ただ兵庫支部が全国平均保険料率より 0.07%高い現状を真摯に受け止め、これまで以上にデータヘルス計画に基づく保健事業及び医療費適正化に邁進し、加入者利益を実現に向けて取り組んでいく決意で支部運営を行っていく。	◇意見 (評議員意見) ●平均保険料率について単年度収支で均衡させる原則で考えると 5 年収支見込から考えても引き下げるべきで 10%維持は納得できない。 ●急速な医療費の伸びに報酬が追いついていない現状では際限なく保険料率が引き上げられるのではないかと。中小企業の経営も厳しい状況の中、国民の生活を守っていくためにも国庫補助をさらに引き上げるべきである。 ●国庫補助率 20%を求めてきた中で当分の間 16.4%となったが、現実法定準備金以上積みあがると結果的に国庫補助が減額されてしまうのが納得できない。 (議長意見) ●保険料率維持について現行制度では、かかった医療費を分担して負担している状況を考えるとやむを得ない。 保険者機能を強化し健康づくり事業に力をいれて長期的には医療費を削減していく方策をとっているのは評価できる。事業に対するインセンティブの付与等を導入し、ますます医療費削減に取り組んでほしい。
奈良	9.97% (9.98%) ◆意見 平成 28 年度奈良支部保険料率について、平成 28 年度の政府予算案決定ベースに基づく算出では「9.97%」となりますが、収支均衡保険料率が「9.52%」となることから、とても容認できるものではなく、反対します。 反対の理由は、以下の通りです。	◇意見 ○平成 27 年度第 5 回評議会 (平成 28 年 1 月 20 日開催) 【事業主代表】 ○新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する特例措置について、準備金が余ったがためにこのような措置が考えられたように感じる。過去、協会の準備金残高がマイナスになった時があったが、その時は国が助け

① 財政規模が約 9 兆円で準備金残高が 1 兆 3,366 億円となる状況は、中小企業事業主の経営感覚と大きくかい離しており、料率 10.0% に据え置くことの理解を得ることが難しい。 ② 透明性・公平性を求められる昨今の情勢から、準備金残高 1 兆 3,366 億円のうち、緊急の保険給付に備えるための法定準備金 6 千 6 百億円を超えるものについては、積立てる根拠が不透明である。 ③ 健康保険法第 160 条に定める一般保険料率について、設立当初 30/1000～100/1000 であった料率の上限が、平成 22 年度に 120/1000 となり、平成 28 年度 130/1000 に引き上げられる経緯からすれば、協会けんぽ保険料率が早晚引き上げ可能であることを示唆している。 ④ 協会けんぽが赤字からの脱却の為、鋭意、医療費適正化を推進してきたことが水の泡となり、当支部の場合、準備金残高が積み上がることにより、医療提供側が医療費適正化と相反する行動となる可能性が懸念される。 協会けんぽが今なお赤字構造であることは重々承知していますが、保険料率を引き下げる機会、平成 28 年度を除いてありえないと思料致します。平成 27 年度準備金残高に積増さない収支均衡保険料率「9.52%」を強く要望します。	てくれたわけでもなく、保険料の引き上げで何とか対応してきたわけであり、準備金が余ってきたから召し上げるというのはおかしい話だと思う。それであれば、今後、準備金残高がマイナスになるようなことがあれば、当然、国も国庫補助を引き上げて対応するべきだと思う。国にとられてばかりなのはおかしいと思う。 ○やはり準備金は積み上げずに保険料率は下げるべきだと思う。 ○過去にあった新型インフルエンザの流行等に備えるために準備金を積み立てるといことであれば準備金残高が多かったとしても問題はないと思うが、積み上がった準備金によって国庫補助が減額されるという仕組みはおかしいと思う。国としては、国庫補助率を 13% から 16.4% まで引き上げたのだから、その代わりにというつもりかもしれないが、準備金は我々事業主や加入者が出した保険料が積み上がったものであり、それによって国庫補助が減額されるのはやはりおかしい。 ○高齢者に対する拠出金等が必要なければ国から国庫補助をもらう必要もない。保険料率ももっと引き下げられると思う。今後、更に高齢者は増加するが、人口は減少し労働人口も減少する。収入は減少し支出が増えることが考えられる。この問題を先送りにせず今から考えておかないと、どこかで立ち行かなくなる。 ○平成 28 年度の奈良支部の保険料率は 9.97% となるが、平成 28 年度からは保険料率の上限が 13% に引き上げられることからすると、今後、際限なく保険料率が引き上げられるように感じるので、平均保険料率 10% が限界であるということを言い続けていかなければならないと思う。
---	---

		【被保険者代表】 ○保険料率引き下げに準備金を使えばこれ以上積み上がることはない。(新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する特例措置に反対の立場で) ○保険料率については引き下げられるのであれば引き下げてほしい。 【学識経験者】 ○昨年 12 月 25 日の運営委員会で理事長が保険料率 10%維持と判断した理由に、中長期的に安定的な保険財政運営を見通すという言葉が使われており、きれいな言葉でありマクロの視点で見れば正しいとは思ふ。しかし、問題は、この平均保険料率 10%というのが我々にとっては異常に高すぎる保険料率であるということに着目した上で判断がされたのかということである。奈良支部はたまたま保険料率が 0.01%下がるが、他の 22 支部は今年度より保険料率が上がる。それぞれの支部の事情もあるかと思うが、もしこれが上がる場所が一つもない、または、現状維持か若干下がるとした上で、中長期的に安定的な保険財政運営のための判断ということであれば一定の妥当性はあるかと思うが、今回、平均保険料率を 10%に維持したことによって保険料率が上がる支部がある中で、10%という保険料率が異常に高い率であって、これ以上、保険料率をどこも上げたくないという気持ちが本当に運営委員会で斟酌されたのか、中長期的で安定的な保険財政運営というきれいな言葉で説明されているが、そのあたりの心がどこまで理解されたかというのが非常に疑問である。奈良支部についても、例えば、平均保険料率が 9.9%とかであれば、もう少し保険料率も下がったわけであって、その点から言っても、今回の保険料率 10%維持という判断は非常に残念な結果である。 ○準備金が新たに積み上がれば国庫補助から減額されるわけであるから、
--	--	---

		この特例措置の趣旨を考えると、これ以上、準備金を積み上げるなど言われているように感じる。なぜ、更に準備金を積み上げるのか不思議に思う。 ○少なくとも均衡保険料率まで引き下げるのが普通ではないかと思う。この特例措置（新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する特例措置）を受ける側からすると、少なくともこれ以上、準備金を積み上げるなど言われているようにとれる。それに対して違う行動をとろうとしているわけで、この特例措置の趣旨とは違う行動であるように感じてしまう。 ○中長期的な財政の安定という観点で言えば、国庫補助から減額されない限りは、準備金を蓄えること自体は悪いことではないと思うが、少なくとも健康保険組合や共済組合のように、法定準備金については保険給付費等の2ヶ月分とするよう制度改正すべきではないか。そうすれば、新たに準備金が積み上がったとしても2ヶ月分までは国庫補助をカットできないわけで、中長期的に安定的な財政運営のため今後も準備金を積み立てていくという方針を貫くのであれば、法定準備金を2ヶ月分にするというようなことを中央で真剣に検討する時期が来ているのではないだろうか。 ○現時点ですでに2ヶ月を超える準備金が積み上がる見込みであり、たとえば協会けんぽの法定準備金が保険給付費等の2ヶ月分に変更されたとしても準備金積み増し分が減額されてしまうと思うので、3ヶ月分あるいは上限なしにしないと中長期的な安定という観点からは矛盾するのではないか。 ○相互負担の医療制度ということで、後期高齢者の医療費を協会けんぽや
--	--	--

		健康保険組合、共済組合が負担しているわけだが、今後の医療保険制度がどうあるべきかが明確に示されておらず、9年後には団塊の世代が後期高齢者になっていく中、このままでは制度全体が破たんしてしまうと思う。財務省は自らの保険料で何とかしなさいというような国庫を出さないストーリーばかりを言っているが、それでいいのだろうか。皆生活をしており、どの医療保険者も限界にきている中で、もう、どの医療保険者からこの問題を提起するのかというような議論はやめて、お互いに今後の制度設計をどうするのかという議論を真剣にしなければならないと思う。 協会けんぽだけをとらえれば、保険料率 10%というのは限界であって、これ以上の引き上げはできないということ、準備金が積み上がれば国庫補助を削るというのは理に合わないということを訴え続けていく必要があると思う。 奈良支部評議会における平成 28 年度保険料率に関する意見 ○平成 27 年度第 4 回評議会（平成 27 年 12 月 10 日開催） 【事業主代表】 ○みな同じように働いて、同じように報酬を得て、同じ医療サービスを受ける、それが普通だと思う。加入している保険によって、同じ医療サービスを受けるのに、高い保険料を払わないといけなく、あるいは安いというのはおかしいと思う。 ○このままの高齢者負担を続けていると年金と同じで、やがて立ち行かなくなることは明らかである。高齢者が増えれば医療費も増え、若い人たちの負担も重くなる。運営委員会でもこれをどうしていくかが議論され
--	--	--

		なければならないと思う。 【学識経験者】 ○本部がまとめた各支部評議会の意見は、なんとなく平均保険料率 10%にこだわっているイメージがある。奈良支部としては均衡保険料ということをはっきり出すべきだと思う。そうしないとまた 10%に引きずられていくことが懸念される。10%にこだわる意図を感じ危険だと思う。 奈良支部評議会における平成 28 年度保険料率に関する意見 ○平成 27 年度第 3 回評議会（平成 27 年 10 月 26 日開催） 【事業主代表】 ○保険料率を 10.0%に据え置いた場合、準備金残高がさらに増加する。そこに目をつけられて、16.4%となった国庫補助率を再度 13%に戻そうという議論が出るようなことがあれば、これまでの努力が無駄になってしまう。我々からの保険料収入で積み上がった準備金のもとで、国庫補助率がまた下げられるということがあってはならないので、準備金が多いのであれば切り崩してでも保険料率を下げるべきである。 ○事業主や被保険者が努力して積み上げてきた準備金を国が返せというのは、もってのほかである。新たに積み上がった準備金の 16.4%を差し引かれるくらいなら、保険料率を引き下げて、準備金残高については法定準備金を少し上回るくらいでいいのではないか。 ○保険料率を 9.7%にしたとしても平成 28 年度は黒字になることを考えると、来年度は保険料率を 9.7%まで引き下げて、平成 29 年度以降につい
--	--	---

		ては、またその時に議論すればいいと思う。また、2年ごとに収支見通しを立てるということであれば、やはり下げられるときに下げて、2年間は低い水準で据え置いて、2年後に再度見通しを立てた時に、その後の保険料率を見直せばいいのではないかな。 ○奈良県は激変緩和率を上げてでも保険料率は下がる見通しのようなので、早く上げていただきたいと言いたいところだが、他の都道府県のこと考えると、平成32年の期限までに1.4/10ずつ徐々に上げていくということでもいいのではないかな。 ○保険料率の変更時期については、昇給が4月に多いことから、その時期に合わせればよいのではないかな。 【被保険者代表】 ○現状の見通しでは、2年後の準備金残高は多く残っており、法定準備金もクリアしているので、今の下げられるときに下げられるだけ下げておくべきではないかな。 ○保険料率引き下げにより加入者の可処分所得が上がることは良いことではないかな。 ○奈良県はちょうど真ん中くらいなのであまり影響はないが、保険料率が高くなる都道府県と低くなる都道府県では、議論がかみ合うことはないと思う。 ○保険料率の変更時期については、労働保険関係も4月に改定されるので、それに合わせて4月でよいのではないかな。
--	--	--

		【学識経験者】 ○賃金上昇率が3ケースあるが、過去10年間の平均で一定のケースであっても平均保険料率が10%であれば現在の準備金残高をほぼ維持できる。また、法定準備金が6,500億円ほどで、新たに積み上がった準備金の16.4%分が国庫補助から差し引かれることを考えると、一つの結論として、保険料率10%据え置きというのはいり得ないのではないかと。賃金上昇率がどうなるかで答えは変わるが、仮にゼロ成長だったとしても、9.8%であれば、単年度収支は赤字になるものの、法定準備金はなんとか上回ることができ、国庫補助を減額されることもない。事業主、加入者にとっても保険料の負担が下がることから、9.8%でいいのではないかと。ただし、昨年、収支均衡保険料率が9.74%であったにもかかわらず、最終的には10%とされた経緯を考えると、今回も安全策を取って支部から出した意見よりも高い保険料率で決定される可能性もあるので、思い切って9.7%まで引き下げでいいのではないかと。 ○保険料率は9.7%から10.0%の間で決めなければならないということになれば、一旦9.4%くらいまで引き下げて、準備金を切り崩して、そこからは単年度収支で毎年見直していくという考え方も出来るのではないかと。 ○これまでの医療費適正化の努力も考えると、激変緩和率については少しずつ差を小さくしていくべきではないかと。
和歌山	10.00% (9.97%) ◆意見 ○和歌山支部保険料率	◇意見 ●財政が厳しい時には8.2%だった保険料率が10%まで引き上げてきたの

27 年度 9.97%→28 年度（見込み） 10.00%（+0.03%） 平均保険料率を引き下げる議論があったにもかかわらず、平均保険料率が 10.00%の据え置きとなり、結果、和歌山支部における保険料率が 0.03%引き上げになることは、極めて遺憾であり到底容認できないものである。 〈理由〉 ・昨年、27 年度都道府県単位保険料率の決定にかかる意見申出において、『27 年度の保険料率についてはやむを得ないものの、28 年度以降の保険料率の議論にあたっては、加入者・事業主の切実な声を無にすることなく、少なくとも法定分を超える剰余金が生じた場合においては、加入者・事業主に還元するとの対応が必要である』と訴えた。 ・今年度は法定準備金を上回る多額の準備金残高があり、その準備金は、政府からの支援があったものの、リーマンショック後の厳しい経済状況の中、加入者・事業主の大きな負担により積み上がったものであり、地方経済が現在も厳しい状況である中、加入者・事業主の負担軽減を最優先とすべきである。 ・財政状況に応じて保険料率は、「下げられる時には下げる」「上げなければいけない時には上げる」の履行が明快と考える。 ・地方経済は非常に厳しい状況であり、加入者・事業主は負担軽減を熱望していることを再度強く申し上げる。	だから、財政状況がよくなり引き下げることができるのであれば引き下げるべき。今後財政状況が悪くなったときにはまた引き上げればよい。準備金が増えている中、平均保険料率は据え置きとなったことは容認できない。来年度の保険料率の議論ではその点を踏まえた議論をしていただきたい。（事業主代表） ●中長期的な考え方で平均保険料率が据え置かれたが、零細企業は厳しい経済状況の中、毎日が経済であり、中長期的な期間で経営を行う余力はない。厚生年金保険料率も毎年上がり、現在の保険料率 10%が限界ではなく、すでに限界を超えている状況であり、保険料率を引き下げることができる場合は引き下げ、できる限り企業の負担を軽減していただきたい。（事業主代表） ●多額の準備金残高があるのであれば、運用方法を見直し、その効果で保険料率をできる限り引き上げないようにすべきではないのか。（事業主代表） ●多額の準備金残高があるにもかかわらず、平均保険料率が据え置かれたことは容認できない。今回の議論は従業員に聞かせられるものではない。引き下げることができる場合は引き下げ、財政状況が悪くなったときには引き上げればよいという意見が多い中で、その意見が全く反映されず、理事長が最終的に据え置きに決定した。評議員として意見を言う意味があるのかと感じる。（被保険者代表） ●平均保険料率を 10%に維持する判断にあたって考慮すべき要素として、国庫補助率 20%という課題があるとしているが、現実的には困難ではないのか。（学識経験者）
---	---

		●財政状況がよくなり引き下げることができるのであれば引き下げるべき。医療保険は短期保険という原点に立ち返っていただきたい。法定準備金を上回る準備金があるにもかかわらず、さらに積み立てるとするのは短期保険の趣旨にそぐわない。 また、保険料率を最高 10%に維持できるからそれで良いという考え方は、企業のCSRにも関わるものであり、法令遵守どおり真面目に取り組んでいる企業が大きな負担となり、社会保険の適用逃れをしている企業が得をするという構造が問題となっている中で、保険料率を据え置きとすることは、企業を適用逃れの方角に向かわせることにもなり、企業のCSRをうまく回せる保険料率の運営を行うことが重要である。(学識経験者)
鳥取	9.96% (9.96%) ◆意見 ● 28 年度平均保険料率及び鳥取支部の保険料率については理事長判断を容認せざるを得ないと思料する。 ※以下意見 ● 鳥取支部評議会の意見は両論併記といえども、保険料率引き下げが多数。また、全国の支部評議会も引き下げ意見が多数。加えて、28年度の収支見込みで積立金1兆7千億円、均衡保険料率が9.52%の試算は、厳しい経済環境のなかで保険料を納めている事業者、加入者からみれば、保険料率の据え置きの判断は釈然としない。また保険料率引下げへの唯一の機会を逃した可能性が高く、これで良かったのかとの疑問も払しょくできない。 ● しかし、当支部評議会の評議員のなかにも、協会財政の3年スパンの料率見直しなど中長期的な安定を求める声もある。また国の国庫補助	◇意見 ● 鳥取支部からは引き下げの意見も出しているはずだが、結果、据え置きの方針となっている。支部評議会で議論しても最終的に理事長判断であれば不透明な部分があると言わざるを得ない。 ● 保険者によって保険料率が違うことは腑に落ちず是正すべきである。 ● 理事長判断は鳥取支部の意向を反映しておらず、政府の意向に沿っているように思える。 ● 保険料率は、下げられるときには下げないと支部事業で成果を上げる意味がないように思える。最終的に理事長判断で全国各支部の保険料率が決まる仕組みを変えていかなければならない。

	率等 16.4%が期限の定めなく実現した一方、協会が行うべき健康づくり等の成果及び評価は一部にとどまり、理事長の料率引下げ判断へのフォローとならなかったのも事実である。 ● また 29 年度以降の対応については、安定運営への積立金の考え方が支部評議会を含めて整理されたとはいえず、加えてこれまでの収支見込と決算の相当のブレを勘案すれば、積立金の状況をみながら引下げを含めてその都度判断せざるをえないと思料する。 ● 今後の課題として、協会全体として事業成果で財政問題をフォローできる取組みを進める一方、制度面で負担の在り方等構造的な課題解決のための関係当局等への要請活動を中断することなく持続すべきである。	● 引き下げると国庫補助がなくなるのが怖いということもあると思う。中長期的に運営できるように現状維持したい気持ちがわからないでもない。それであれば、3 年スパンで保険料率を見直すといった制度にしてもよいのではないか。 ● 支部評議会の意見が反映されるような決定システムにしていきたい。 ● 保険料率試算にあたって経済成長率 0%はあり得ない。保険料率据え置きのために、あえて 0%で試算しているようにも思える。 支部長を運営委員会のメンバーに入れてはどうか。
島根	10.09% (10.06%) ◆意見 平成 28 年度平均保険料率の 10%据え置きと激変緩和率の引き上げについては、協会けんぽの長期的安定財政運営の観点からは一定の理解はできるものの、その結果、今後次々年度以降も島根支部保険料率が引き上げとなっていくことが想定され、下記 2 点を付帯意見として提示したい。なお、今後、加入者に対して、医療費の現状と対策等を通じて協会けんぽの置かれている状況の説明、理解に努めていく必要があると考えている。 (意 見) 1. 保険料率 当支部のように地域医療提供体制に関連して構造的に医療費が高い支部では、総じて平均保険料率よりも支部保険料率が高くなるため、平均保	◇意見 ○当面準備金が積み上がっていく中で、中長期的な保険財政の観点から平均保険料率を維持すべきとする理事長判断が示されたが、加入者に理解できるような説明が必要である。 ○島根県に住んでいる者にしか島根の実態はわからない。ぜひ島根の実情を意見として上げていただきたい。

	険料率と激変緩和措置のバランスを考慮した対応を求めており、あくまでも協会けんぽ加入者が公平感の持てる制度体系を望むものである。そうした中で、今回、中期財政見通し（試算）を踏まえて、当支部評議員からも引き下げて欲しいとする意見が大勢を占め、私自身も均衡保険料率を勘案した対応に期待を持っていたが、誠に残念と言わざるを得ない。 今回の決定によって、当支部では、今後ますます保険料率が高くなっていくこととなり、地元中小企業者の理解を得ていくことが大きな課題である。なぜなら、地方創生が叫ばれている中で、さらに社会保障費の負担が増加していくことは、地方経済の活性化にとってもマイナスとなるからである。 ２．激変緩和率 各都道府県の地域医療体制が異なる中、地域別医療費格差が残ったままで、あるいは格差縮小までには相当期間を要する現状にあって、緩和率のみを引き上げていくことは、医療費の高い支部と低い支部の保険料率の格差拡大につながり、「同一医療費・同一保険料」の観点から公平感の持てる制度とは言えない。緩和率の引き上げと緩和期限の再延長（毎年緩やかに引き上げていくこと）は、保険料率変更に当たっての両輪であり、同時進行すべきと考える。	
岡山	１０．１０％（１０．０９％） ◆意見 平成 28 年度の都道府県単位保険料率の決定について、支部評議員会の意見を聴取したところ、別添意見のとおりでした。 運営委員会では平均保険料率の据え置きと引下げに係る意見が並行し、その判断が協会理事長に委ねられた中で、平均保険料率を 10%に維持すること、激変緩和率を 10 分の 4.4 へ引上げることについて、最終的に理	◇意見 ● 支部評議会では平均保険料率の引下げを統一した意見としたにもかかわらず、料率引下げに至らなかったことについては、今までの議論が何だったのかと感じずにいられない。 ● 支部では様々な企画やデータヘルス計画により医療費適正化を進めているが、料率の引下げに直結しなかったのは残念だ。

事長により重い判断をされたことを尊重します。 当職としましては、これらを踏まえて、今後加入者及び事業主の皆様の理解を得るためにも、次のように意見を申し述べますので、本部でも十分に検討されますよう要望します。 ○平均保険料率 準備金がさらに積み上がっていく状況の中、どの程度単年度収支が黒字となれば安定した財政運営といえるのか、どの程度準備金を確保すれば充分といえるのか、今後の経済指標の見込みをどの程度重視すればよいのか、これらの要素を議論したうえで、中長期的に安定した財政運営とはどういうものなのかを明確にし、加入者をはじめ関係者に対して発信していくことが肝要ではないかと考えます。 ○激変緩和率 制度上計画的な解消が求められており、今後緩和率が均等に拡大していくことについては、やむを得ないものと考えます。	● 均衡保険料率を踏まえた保険料率（9.8％）を一定期間（2～3年程度）据え置くべき。 ● インフルエンザ等の流行によっては、医療費の支出が急激に増加することもある。それを考えると、現時点で適正な準備金残高を計るのは困難だと思う。2～3年間は保険料率を安定させ、準備金ではまかなえないという不測の事態が生じた場合には、保険料率の引上げにも理解を得られ易いのではないかと考える。 ● 平成31年度に法定準備金が確保できるというなら、引き下げても良いのではないかと考える。ただし、保険料率の変更による事務的な負担を考慮すれば、2～3年は一定であることが望ましい。 ● 準備金1兆3,300億円は積立額としては過大という印象である。前向きに引下げを検討すべきであり、その際、均衡保険料率を踏まえた保険料率9.8％というのが安定的な数値だと考える。 ● 平均保険料率を9.8％に引き下げても財政的に問題ないようであれば、保険料率9.8％を一定期間据え置き、激変緩和措置の変更はできるだけ小さい方向というのがよいのではないかと考える。 ● 保険料率の変更による事務的な負担があっても、保険料率の見直しは必要である。保険料率を引下げられるときは引下げるべきと考える。 ● 激変緩和措置の拡大は緩やかにすべき。 ● 激変緩和措置は緩やかに拡大していくのがよい。岡山支部は激変緩和措置により負担が軽減されている立場であるから、それに安住することなく料率を引き下げる努力を継続していかなければいけない。 ● 中長期的に法定準備金が確保できるというなら、引き下げるべきではないかと考える。ただし、保険料率の変更による事務的な負担を考慮すれば、2～3年は一定であることが望ましい。 ● 準備金約1兆3,300億円は積立額としては過大という印象である。前向きに引下げを検討すべきであり、その際、均衡保険料率を踏まえた保険
---	---

		料率 9.8%というのが安定的な数値ではないか。 ● 保険料率の変更による事務的な負担があっても、保険料率の見直しは必要である。保険料率を引下げられるときは引下げるべきと考える。
広島	10.04% (10.03%) ◆意見 準備金残高が法定準備金額を大幅に超過し、景気も回復基調で加入者数も増えているという状況、および協会の財政は単年度収支が基本であることを考慮すれば、平成 28 年度の平均保険料率 10.00%の維持は到底容認できず、当初の意見通り 9.7%への引き下げを強く求めます。仮に 28 年度の平均保険料率の引き下げができないのであれば、少なくとも 29 年度は平均保険料率を引き下げる方向であることを示していただきたい。 支部保険料率の引き上げについても、同様に容認できません。 28 年度の都道府県保険料率の差は最大で 0.54%となる見込みであり、激変緩和率 10/10 とすれば差は 1.23%まで拡大します。今後、都道府県保険料率の差が広がることに不公平感が強まると考えられるため、次善の策として、28 年度で一気に激変緩和を解消する代わりに、都道府県保険料率が引き上げとならないよう準備金を活用することを提案いたします。また、保険者機能の発揮に努力している支部が評価され、保険料率に反映する仕組みを早急に導入するよう要望します。 協会の基本コンセプトには「加入者および事業主の意見に基づく自主自律の運営」が謳われていますが、現状では加入者および事業主に最も近い評議会の意見が反映されているとは言い難く、特にオブザーバーである厚生労働省保険局保険課長に運営委員会での議論に大きな影響を与えるような発言をさせるなど、運営委員会での議論に評議会の意見を十分反映しようとしているのか疑問が残ります。 協会けんぽ加入事業所は中小企業が中心であり、経営が厳しい企業も少	◇意見 ・何故、準備金が溜まってきているのに、料率が上がるのか納得できない。話にならない。(加入者代表) ・公務員の共済年金も一元化された。健康保険も一元化すべき。そうすれば料率も下がる。それを強力に推進する人がいない。(加入者代表) ・0.01%であっても料率が上がることは納得できない。わずか 0.01%でも職員に伝えたら「えーっ」と声が出た。なんとかならないか。(加入者代表) ・料率が上がるというなら、せめて引き上げ時期を遅らせて年金と一緒に上げたらどうか。4 月だと事務の手間が倍になる。(加入者代表) ・10%維持から話をしているのが解せない。中長期の安定のためというのは本当か。これまでは足りないから上げた。普通の会社なら通らない。社員に赤字だからと我慢してもらった。黒字になったら先がどうなるか分からないと還元しないのはありえない。(事業主代表) ・運営委員会での保険課長の意見では赤字でも黒字でも事業年度において均衡を保つんですね。これで 10%維持になったのが理解できない。納得できない。(事業主代表) ・各企業と一緒に健康づくりして、病気にならないように取り組んだ結果を企業に返してあげないとやってもやらなくても一緒とならないか。企業には保険料で返すのが一番良い。(事業主代表) ・評議会を解散しても良いのではないかと。意見を上げて理事長にお任せでは何にもならない。普通の会社はこうだと上手くいかない。(加入者代表) ・協会けんぽと一緒に健康づくりに取り組んで、保険料を下げようと頑張

	なくありません。加入者の平均年収も共済組合などと比較して低いにもかかわらず、保険料率は 10.00% と一番高い状況は社会保障の考え方に合致しませんし、「安定的な運営」についても、その定義等についての議論もなく、根拠も十分示されてない中では、情緒的な判断と言わざるを得ません。 理事長におかれましては、協会が「自主自律の運営を」を基本コンセプトとしていること、全国の評議会では料率引き下げを求める声が大多数であることを踏まえて、28 年度の保険料率についてご再考いただき、平均保険料率を引き下げさせていただきますようお願いいたします。	っていたのに、とてもがつくりくるし、みんな腹を立てると思う。(事業主代表) ・保険料率の引き上げには反対。当初の要望通り 9.7% への引き下げを強く求める。(評議会の意見)
山口	10.13% (10.10%) ◆意見 平成28年度山口支部保険料率10.13%について同意いたします。 同意理由 均衡保険料率という立場から見れば、年度決算により保険料率を決め、剰余金が出れば返却し(保険料率を下げる)、赤字になれば保険料率を上げることは理論的には正しいことと考えます。しかし経営という立場からみれば、準備金というものは想定外のリスクにもある程度対応できるよう十分(今回は過剰だという判断をされた支部が多いように感じますが)に積んでおくことは必要であり、支部意見の準備金の調整により平均保険料率は10%以上に上げない、あるいは極力長期にわたって維持してほしいという考え方は理解でき同意するものであります。 補足意見 小職は今後の都道府県単位の保険料率を考える場合、激変緩和をいわずに解消しなければならないのであれば、穏やかに解消するより一気に解消するほうがむしろ望ましいと思料します。そのための財源として準備金を一部取り崩せば、都道府県単位の保険料率は現行から大幅	◇意見 【事業主代表】 保険料率が下がるに越したことはないが、運営の面から考えれば妥当と考える。 【被保険者代表】 保険料率が低いに越したことはないが、これで今後の運営を維持できるのであれば、これでやってもらいたい。

	な上昇にはなりません。しかも今後は平成30年度からのインセンティブ制度の導入等も含め、支部の医療費を削減する努力によってのみ保険料率が決まることのほうが職員のモチベーションが高まり支部運営に良い影響を与えようと考えます。その結果、協会けんぽという同一保険者の中で、都道府県保険料率が最高と最低で1%以上という大幅な乖離が生じることになりますが、その実態を先送りすることなく現実として示すこととなります。そのうえで同一保険者内における大幅な乖離を容認することが保険者として正しいあり方かどうかを考えなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。	
徳島	10.18% (10.10%) ◆意見 平成28年度の全国平均保険料率が10%に据え置きとなること、及び徳島支部保険料率が10.18%に設定されることについて、意見を申し上げます。 徳島支部評議会の平成28年度保険料率に関する議論においては、5年収支見通しも踏まえ、引き下げられるときには引き下げるべきとして意見がまとめられていたところであります。 この背景のひとつには、いまだに景気回復の実感を十分に得ることができない地方の中小零細企業の置かれた状況もさることながら、全国平均保険料率を10%に据え置いた場合、激変緩和率を10分の3から10分の4.4へ引き上げることも含めた徳島支部保険料率は10.18%となり、現在の10.10%から0.08%の引き上げとなるということがありました。 全国平均保険料率を10%に据え置いた場合、今後準備金が2兆円近くにまで積み上がる見通しもあるなか、徳島支部保険料率はすでに負担の限界と言われる10%を超えており、さらに保険料率が引き上げとなることについて、加入者・事業主の皆様の理解を得ることが難しく、全国平均保	◇意見 <u>28年度の保険料率</u>（評議会意見） 中長期的な経済情勢を予測することは難しく、慎重に考えるべきではあるが、準備金を必要以上に積み上げることにより、外部から批判を受けることもあるので、平成31年度に法定準備金が確保できる水準(9.8%程度)まで保険料率を引き下げてはどうか。加入者・事業主に対して保険料率を下げたというメッセージを送ることも大切である。 いま保険料率が下がったとしても、医療費を節約しないと保険料率は上がっていつてしまうということも合わせて伝えていくべき。 <u>28年度の激変緩和措置</u>（評議会意見） 協会けんぽ全体として激変緩和措置を考えた場合、政令で定められた期間までに終了するよう、毎年均等に（平成28年度は4.4/10）引き上げていくということをやむを得ないのではないか。 その場合においても、健康保険法において期限とされている平成36

	険料率を引き下げる余地があるのであれば引き下げ、支部保険料率の上昇をなんとか回避したいと考えるものであります。 当職といたしましては、評議会の意見を踏まえ、保険料率が引き上げとなる支部に配慮したものとなるよう、全国平均保険料率の据え置きについて再考いただき、少しでも引き下げをしていただきますよう強く要望いたします。	年３月まで延長できるよう政令を改正し、保険料率の上昇をできるだけ緩やかにしていただきたい。
香川	１０．１５％（１０．１１％） ◆意見 １．都道府県単位保険料率について 「平均保険料率１０％を維持する」ことについては、賛成します。 健康保険制度は、共助による社会保障であり、安心して生活を送るためのベースになる大変重要な制度であることから、保険料率を毎年の収支に連動して変動させるのではなく、少しでも長く安定的に運用すべきと考えています。 今は、準備金が積み上がっている状況にはありますが、医療費の伸びが、賃金の伸びを上回るという構図が続く限り、近い将来 必ず保険料率を上げざるを得ない事態になることが予想されます。 また、今後の経済状況や高齢者医療関係への拠出金など不確定要素を考慮すると、準備金は、保険料率を少しでも長く安定させるための原資として使うべきと考えます。 ２．激減緩和措置について 激変緩和率は「凍結」すべきと考えます。	◇意見 <u>都道府県単位保険料率について</u> ・保険料収入の増加の要因として、被保険者の賃金の増加とあるが、実際の手取りが増えているという実感はない。医療費を抑えるような動きもあるが、医療費の今後を予測するのは難しいため、保険料率は維持していく方向が良いのではないかと。（加入者代表） ・１兆円という準備金が多いとは思わない。保険料率を上げ下げする不安定な保険運営よりも、安定した保険運営のほうが安心感がある。また、新型の病気に対しての備えとして準備しておく必要もある。（事業主代表） ・法定準備金を超える準備金が確保できているならば、準備金を利用して保険料率を引き下げることができるのならば下げたほうが良い。努力すれば下げることができることを示したほうが、さらなる努力に結びつくのではないかと。（事業主代表） ・平均保険料率の引下げまたは維持について、どちらが理論的に正しいという議論ではなく、それぞれの価値判断の問題になると思う。（学識経験者） <u>激変緩和措置について</u> ・激変緩和の恩恵を受けているので、できる限り緩やかにお願いしたい。（評

	都道府県別の医療費の多寡は、医療費を負担する保険者サイドの問題と言うよりは、長年各地域で蓄積されてきた病床数、医師数など医療供給体制の影響が大きいと考えられます。 このため、医療費の差を、協会けんぽという同一保険者の中で、都道府県別に保険料率に差を設けて、加入者に負担させるべきではないと考えています。 今年度から、保険者として地域医療構想など医療供給体制にも意見発信ができるようになりましたが、成果は未知数であり、当面の間凍結すべきと考えます。 3. 高齢者医療保険制度について 協会けんぽの支出は、高齢者医療費関係に、約4割が拠出されており、今後の高齢化の状況を考えると、拠出金は減ることはなく、ますます増加するものと予想されます。 このことを、現行制度のまま放置していると、近い将来保険料率の大幅なアップは避けられず、保険料が払えない事業所や被保険者が増加し、やがて健康保険制度の崩壊へとつながるのではないかと、大変危惧しています。 高齢者につきましても、支払い能力に合わせた応分の負担を求めるとともに、各世代間で「広く薄く」公平に負担すべきと考えます。	議会意見) <u>その他</u> ・医療費の地域別格差がなぜ生じているのかを解明しない中で、都道府県別で保険料率に差をつけることはおかしいと感じている。(学識経験者) ・26年度決算は黒字であるが、収入の増加がそのまま続くかは不透明であるし、協会財政の赤字構造は解消されてないなかでは、準備金を確保しておいたほうが良いのではないか。(加入者代表) ・医療費が増加する原因は、様々な要因があり、加入者側の責任だけで生じているわけではない。協会けんぽという一つの組織の中では平等にして助け合うべきである。(評議会意見)
愛媛	10.03%(10.03%) ◆意見 都道府県単位保険料率の変更について、支部評議会の意見を聴取したところ、別添(右記)のとおりでした。 当職としましては、支部評議会の意見を踏まえ、単年度収支均衡の原	◇意見 1. 事業主代表 剰余金が出たからといって、下げて直ぐにまたあげるというのも如何なものか。中長期での安定が大事。未来予測は困難であって、10.03%の

	則はありながらも、中長期的に安定させることが重要であり、平均保険料率（10％）を維持させることについて妥当、また、それにより算定された愛媛支部保険料率 10.03％についてはやむなしと考えます。 しかしながら、保険料率決定までのプロセスについては、問題があると考えております。都道府県単位保険料率を変更しようとする場合は、理事長が支部長の意見を聴いたうえで、運営委員会の議を経なければならないとなっており、支部長意見の提出にあたっては、予め、評議会の意見を聴くこととなっております。 実態としては、支部評議会で議論を行うにも、結果ありきの議論と感じております。いかにしたら支部の意見を保険料率に反映させることができるのか、そういった仕組みを構築する議論が求められているのではないかと、ご検討いただきたい。 なお、激変緩和率については、できるだけ緩やかに実施するよう要望します。	ままで妥当。 ただ、判断を下すにあたっては、昨年度と同じだから良いという話ではなく、労働者の賃金水準の推移など現場を考慮したうえでの予測が必要であり、慎重に考えたかどうかが重要である。 2. 事業主代表者 よくわからないことが多いが、現状維持ができるのであれば、これはこれでよい。また、予測は難しい。 3. 被保険者代表者 予測は難しい。保険料率を下げたままの状態が続く保障があるわけではない。愛媛支部は激変緩和によって恩恵を受けていることも踏まえ、10.03％で妥当。 4. 被保険者代表者 消費税等の公租公課が上がるなか、少しでも保険料率を下げれるときに、下げてほしいという意見を以前の評議会で申し上げたが、11月に行われた労働者による全国の会議では、現状維持・安定を望むという意見が多数を占めていた。これを踏まえると、10.03％で現状維持というのは納得できる。 5. 学識経験者 将来に亘って安定させるべき。10.03％で妥当。 6. 学識経験者 これまで3回に渡って話し合ってきたが、過年度の料率変遷経過をも踏まえると、10.03％の現状維持は妥当ではないかと考える。
--	--	---

高知	10. 10% (10. 05%) ◆意見 1. 平成 28 年度保険料率について 保険料率を決めるにあたっては、これまでの経過と実績、今後の医療費の見込みや景気の動向をどう見るかが重要な決め手になるのは言うまでもない。 ただ、見込みはあくまでも見込みであり、確定ではない。しかし、水準を決めるとなると、どこかに基準を置かざるを得ない。 そこで、本部から示されたいくつかの試案を検討してみるが、どう考えても全国平均 10%での据え置きということには、結びつかない。その幅はともかく、むしろ逆、引き下げるべきというのが結論である。 その最大の要因は、準備金残高である。 保険料率は、発足当時の全国平均 8. 2%が 10%まで上がる一方だった。中小零細業者が多い協会けんぽの加入者は、高い保険料率に苦しみながらも、耐えてきた。しかし、すでに準備金は 1 兆円を超え、仮に下げた場合、今後、単年度では収支が赤字になる年はあるものの、準備金にはまだ、まだ余裕がある。ここにきて、引き下げ論が現実味を帯びるわけだ。 据え置くにしても、下げるにしても、どちらにももったもんな理屈はつくが、準備金残高という「果実」は、可能な限り、引き下げという形で加入者に還元すべきではないだろうか。 「中長期的に安定した財政運営の実現」ということは、至極もったもんな論理だが、どこまで行けば安定なのか、際限がない。ましてや、新たに積み上げた剰余金の 16. 4%は国に削減 (27 年度は 461 億円、28 年度は 205 億円の見込み) されることがわかっていながら、それでも積み上げていくことに、加入者は納得するだろうか。国に削減されるのであれば、そもそも 16. 4%という国の補助率はどうか。実質的にはか	◇意見 1. 平成 28 年度保険料率について 準備金が 1 兆円を超える規模となった現段階において、平均保険料率を下げられるときに下げるといった考えから、高知支部の統一した意思として、「平均保険料率は 9.7%以下にするべきである」という意見を提出した。 しかし、協会本部の結論は、平均保険料率 10.0%の据え置きというものである。単年度均衡保険料率が基本とされ、平成 28 年度は 9.52%という見込みが出ている中での 10.0%据え置きには、納得できない。 いくつかの試算が示されているが、剰余金の状況からも一度下げ、その幅も引き下げが実感できるレベルにすべきで、加入者へのメッセージにもなる。 上げなければならない時は、丁寧に説明すれば理解は得られると思う。これまでは料率の引き上げばかりで、中小零細事業所の負担は限界にきている。これまでを支えてきたのは、他ならぬ高い保険料率だ。 2. 激変緩和措置について 国民皆保険といいながら、都道府県によって保険料率の差を広げるということは医療保険制度として許されるものではない。医療費で差がつく制度設計自体がおかしいが、それが変わらないのであれば、激変緩和措置は最低でも法律 (政令制定により) の最長期間である平成 36 年 3 月末まで、ゆるやかに行うべきである。 保険料率が全国平均 10.0%だとしても、高知県では激変緩和で少しずつ料率は上がってくる。 3. 変更時期について
----	--	--

なり下がることになるだろう。 平均 10%というまとめ方にも疑問がある。激変緩和も絡み、現実には 10%を超える支部がある一方で、9%台もある。しかし、平均 10%だから、それでいいとするのか。国に対しては、平均 10%を維持するという前提で、これを下げることはず、しかもできるだけ先延ばしで維持することを約束した措置とも受け取れる。各支部間の格差は、相互扶助を前提とする、国民皆保険の趣旨にも反するのではないのでしょうか。 高知支部評議会は、さまざまな試算をもとに「下げられるときに下げ、上げるときには、その必要性を説明すれば理解は得られる。それが、加入者への強いメッセージにもなる」として、保険料率は 9. 7%以下にすべきだという意見をまとめた。激変緩和措置で、高知支部の保険料率は 10. 05%から 10. 10%まで上がるなど、一段と厳しくなる加入事業者らの実態を加味した、まっとうな意見だろう。 なによりも、準備金残高が法定準備金を大きく上回り、平成 28 年度の収支均衡保険料率が 9. 52%であることなどを総合的に勘案した結果が、評議会の結論に反映されたものだと思う。支部長意見も同様だ。 それにしても、このまま 10%を据え置いた場合、平成 28 年度には 1 兆 7000 億円（結果的にはさらに上ぶれか？）の剰余金が出るのが予想されている。加入者の負担を限界と感じるとしながらも、これをどこまで積み上げるのか、限界は設けるのか、設けないのか。その結果は、平成 29 年度の料率決定に大きく影響すると思われるが、再び論議されるのかどうか、注目される。 2. 激変緩和措置について 本来、保険料率は全国一律であるべきだが、制度上の不備を補うため、便宜的に緩和措置が取られるのであれば、平成 36 年 3 月末まで、でき	周知や広報、事業所の事務の関係もあるので 4 月納付分からでよい。
---	--

	るだけ緩やかに行うべきである。高知支部評議会と同じ意見だが、そう だとしても毎年、保険料率が上がっていくことが悩ましい。 そもそも、加入者の責任でもなく、支部間で保険料率に差がつくこと はおかしいと思いませんか。 3. 変更時期について 4 月納付分からでよい。	
福岡	10. 10% (10. 09%) ◆意見 平成 28 年度の都道府県単位保険料率の決定について、支部評議会の意 見は別添（右記）のとおりです。 評議会意見を踏まえた当職の意見は、次のとおりです。 平均保険料率 10.00%、激変緩和率 10 分の 4.4 の前提で計算した平成 28 年度の福岡支部保険料率は 10.10%となり、平成 27 年度から 0.01 ポイ ントの引き上げとなりました。 平成 28 年度における均衡保険料率は 9.52%であるにも関わらず平均保 険料率を 10.00%に維持することとなったことについては、諸々の情勢等 を勘案し最終的に理事長が判断したことであり、当職としては尊重すべき と考えます。 しかしながら、福岡支部をはじめとした各支部の評議会から引き下げを 求める声が多く出されたことを鑑みれば、大変残念であったと考えており ます。 また一方、今回、協会設立以来初めて保険料率の引き下げが議論の俎上	◇意見 - 福岡支部評議会としては保険料率引き下げを求めてきたにもかかわらず、平均保険料率が維持されることとなったのは率直に残念である。 - また、平均保険料率は維持されることとなったものの、福岡支部にお ける保険料率は 0.01 ポイントの引き上げとなり、加入者・事業主にと って非常にわかりづらい結果となっている。 「負担の限界を超えないよう」維持するという方針が示されたが、平 均より保険料率が高い支部にとっては今後も激変緩和率の引き上げが されれば保険料率引き上げの要因となり、負担感は年々増していくこ ととなる。 - 今回、①均衡保険料率は 9.52%であるにもかかわらず平均保険料率を 維持することとした理由・背景、②平均保険料率を維持することとし たにもかかわらず福岡支部の保険料率がわずかながら引き上げられる こととなった理由・背景、について、加入者・事業主が理解できるよ

	に上ったことは、評議会における保険料率議論が実のあるものになっていく意味でも非常に意義のあるものであったと感じており、今後も経済情勢等を勘案して引き下げの余地については引き続き検討すべきであると考えます。 それらを踏まえ、来年度以降の保険料率決定における議論について、以下の事項を要望いたします。 ➤ 協会けんぽの保有する準備金について、法定準備金を最低限として、協会として保有すべき水準について示したうえで、準備金の活用・運用方法について示すこと。 ➤ 平均保険料率を引き下げるための必要条件を示すこと。 ➤ 激変緩和率の計画的な引き上げを実行するにあたり、支部評議会における議論のため、5年収支見通しと合わせ、激変緩和率の変動に応じた支部ごとの保険料率見込みを示すこと。	う、分かりやすく丁寧に周知・広報を実施いただくよう要望する。 ・ 激変緩和措置については、今回、過去最大の引き上げ幅となったが、医療費の地域差が保険者の責に帰すべきものであるのかどうかという検証を踏まえ、期限延長の検討も含めた中長期の計画を立てるべきである。 ・ 準備金について、法定準備金を大きく上回る、政府管掌健康保険時代を含めても過去最大規模の準備金を保有することとなったが、協会として準備金残高の適切な水準をある程度決めておくべきではないか。
佐賀	10.33% (10.21%) ◆意見 佐賀県は、全国健康保険協会設立以前から高医療地域に指定されており、医療給付費における西高東低の地域差の構図は一朝一夕でできたものではないと認識しています。 当支部評議会においては、毎年、平均保険料率 10.00% を大きく上回る保険料負担をお願いしている当支部の加入者・事業主の代弁者として、協会財政の黒字基調や法定準備金が積みあがっている昨今の状況により、「当支部もやっと一息つける」との思いから、平成 28 年度平均保険料率については引き下げを望む声が多く上がっておりました。 このたび、平成 28 年度の平均保険料率について 10.00% を維持する本部方針が示され、その理由として掲げられた、中長期的に安定的な保険財政	◇意見 28 年度末には準備金残高が約 1 兆 7 千億円を超える見込みとなるなど、協会設立以来初めて、平均保険料率の引き下げが議論の俎上に上がるという状況下であって、全国各支部評議会の方々の意見に反して、本部方針が全国平均保険料率 10.00% 維持、激変緩和率 4.4/10 となった結果については、誠に遺憾であります。 ご承知のとおり当支部の保険料率は、平成 21 年度より全国平均保険料率を大幅に上回る状況が続き、平成 27 年度は 10.21%、そして、平成 28 年度には 10.33% への引き上げが見込まれ、保険料率が全国一高い状況になっております。 現在の黒字基調が続く財政状況の下で、平成 28 年度佐賀支部保険料率

	運営が見通せることの重要性について理解はいたしますが、今般の黒字基調となっている財政状況のなかでは、益々拡大しつつある支部間格差を抑制するためにも、現行保険料率を維持する方向で検討していただけなかったことが非常に残念であり、この度の支部保険料率の 10.33%への引き上げについては容認できかねます。 今後の保険料率の設定において次の 3 点の要望をいたします。 1. 保険料率変更等にかかる支部評議会の意見が十分に反映されない現行の保険料率決定までの仕組みについて、支部の意見がより反映される仕組みを構築していただくことを要望いたします。平均保険料率を大きく上回る負担を強いられている加入者の「痛みの声」にも耳を傾けていただければ幸いです。 2. 中長期的に安定した財政運営を行ううえで、毎年度の収支見込みを的確に計上し、適正な準備金残高のあり方について早期に運営委員会で議論していただきますよう要望します。 3. 今後、保険料率に反映される保険者に対する予防・健康づくり等のインセンティブの見直しについて、早期に検討結果をお示しいただきたい。	の 10.33%への引き上げには反対であり、全国平均保険料率の単年度収支均衡保険料率の水準まで引き下げを強く要望します。 つきましては、支部評議会の総意として、次の 3 点を要望いたします。 1. 健康保険法第 160 条の規定には料率変更にかかる支部評議会の意見を聴取することが明記されていますが、これまで支部評議会の意見が具体的に反映されたことはなく、加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主・自律の運営からは程遠く、その形骸化が危惧されます。ついては、支部評議会における意見が着実に反映されるような保険料率決定の仕組みの構築を図っていただきたい。 2. 激変緩和措置期限については、昨年の医療保険制度改革法により平成 36 年 3 月 31 日までの間で政令で定める日とされ、現時点では、その期限は平成 32 年 3 月 31 日までとなっておりますが、政令の早期改正を行うなど、できる限り緩やかな解消が図られるよう要望します。 3. 医療費抑制のための取組みとしての健診事業や重症化予防対策に、加えて、病気の発生そのものをなくし、受診の機会を減らすという観点から、今後、支部が取組む食事や運動などをテーマとした健康づくり事業に補助事業の創設を含めた本部からの支援・指導をお願いしたい。
長崎	10.12% (10.07%) ◆意見 (1) 保険料率について	◇意見 ・平均保険料率 10%維持が決定した場合、支部の保険料率は計算方式に当

	長崎支部評議員の保険料率変更に係る意見を尊重し、また中長期的に安定した財政運営の実現と国庫補助率 16.4%が期限の定めがなく実現した社会背景を勘案しますと、平均保険料率 10%維持及び長崎支部保険料率 10.12%への引き上げは止むを得ないと判断いたします。 (2) 激変緩和措置について 平均保険料率は「前年同率」とし、また、準備金残高に余裕がある中、激変緩和措置を進め、支部間格差を広げていくことには配慮をお願いします。	てはめて決定されているが、この計算方式の検証、見直しは行われているのか。計算方式が地域の実情に合致しているか、必ず検証が必要である。 ・長崎支部保険料率に全面的に賛成ではないが、中長期的な安定した財政運営という観点から平均保険料率の上限を 10%と捉えるならば、やむを得ないものとする。 ・準備金残高にしても、金額の桁が兆という単位になっており、一般的には判断できない数字となっている。2025 年問題など、将来を見据えると、今の健康保険制度では限界があるのではないかと。国保も県単位となる予定であり、被用者保険制度の一元化を国に訴えかけるべきである。厚生労働省は、皆保険制度を維持するため、責任を持って制度設計を行うべきである。 ・協会けんぽの支部職員の努力で、保険料率等に与える影響は如何程あるのか。支部職員がやれる事の限界があるのではないかと。
熊本	10.10% (10.09%) ◆意見 全国平均保険料率について、10%を維持するとしたこと、激変緩和率の拡大に関しては、長期的かつ計画的になだらかに引き上げる(4.4/10)としたことの結果、熊本支部の保険料率は10.10%(平成27年度比0.01%引き上げ)となる。小職としては、保険料率の引下げ環境が整い多くの引下げ意見がある中、応えるに至らなかったことについて遺憾に思う。しかしながら総体的にみるに止むを得ないものと思ふ。 中小企業の経営環境が厳しい中、これまでも度重なる保険料の引上げという苦汁をなめてきた。その間財政の安定化に向け国庫補助増額要請を国	◇意見 熊本支部保険料率の変更については、反対意見なく了承された。 その他意見として、 ・激変緩和措置終了後の状態を、加入者にわかりやすく知らせるべき。 ・保険料率が高い背景に、後期高齢者支援金等の負担が重いことが挙げられる。政府に制度見直しを訴えるべき 等があった。

	へ働きかけたこと等の結果、準備金も積み上がり当面の安堵と喜びを実感するものの、中長期的視点において財政の赤字構造は変わらず、熊本支部の評議会においても保険料率の引下げ論と安定的運用を志向すべきとの両論の中で悩ましいものであった。 評議会の意見を聞き、さらに運営委員会の議を経た意見書を受けた理事長の苦渋の決定に至る背景にある通り、中長期的に安定的な財政運営を志向するとした決断を概ね支持するものである。 ただし、熊本支部としては全国平均保険料率10%据置に対し、些少なものの引上げざるを得ないことは事実で、さらに法令による激変緩和率の全適用までこれからも引上げが見込まれる。平均保険料率とはあくまでも財政均衡の計算値で、引上げ支部と引下げ支部との支部間格差は拡大するばかりで、負担の限界といわれている10%をとっくに超えている現実とのギャップの説明に極めて苦慮するものである。保険料率設定の基本的考え方が医療費をベースにしている論理的考え方は至極尤もなことであるが、加入者心理としては国民皆保険制度のもと、負担の不公平感は拭い去れず何とも歯がゆいものがある。 医療費を抑制していく為に保険者、加入者ともに努力していかねばならないことが第一義であるが、その責めが保険者にすべて係るものでもなく、一方で地域医療構想議論の真ただ中、医療提供側の機能分化の着地を見据えた公平公正な保険料率のあり方の検討を行っていく必要がある。	
大分	10.04%（10.03%） ◆意見 都道府県単位保険料率の決定については、別添（右記）の支部評議会の意見に基づき、当職としての意見は、次のとおりとします。 赤字構造が解消していない現状において平均保険料率を下げることは、	◇意見 ・ 今後、準備金が積み上がり続けた時に、平均保険料率を下げることはいいのか、また下げる時の条件を示してもらいたい。 ・ 料率が0.01%上がったことでの経済的な負担はそこまで大きくないとし

	安定した運営につながらないことや、将来の国庫補助への影響、他の被用者保険との制度的バランスなども考慮すると、今回の平均保険料率維持と激変緩和措置については、やむを得ないと考えます。 ただし、評議会の意見にもある通り、準備金の考え方や平均保険料率の引き下げを議論する環境について、可能な限り協会の考え方を示して、支部の取り組んでいる医療費適正化へのモチベーションが下がらないように、注意を払う必要があると考えます。 今後、中長期的に安定した運営によって、平均保険料率のみではインセンティブをつけにくくなると考えられなくもありません。都道府県単位保険料率がベースとはなるものの、医療費のみをトリガーとする考え方に加えて、料率の高い支部も医療費適正化へのモチベーションをさらに刺激しやすい「指標等」の開発によって、努力の選択肢を増やすことを考えてよいのではないのでしょうか。 激変緩和措置解消を座して待つことなく、インセンティブを高め、都道府県単位保険料率の位置づけをさらに「見える化」することで、平均保険料率の引き下げにつなげていけるのではないかと考えます。	ても、1兆円以上の準備金がある中で、料率が上がるということには抵抗を感じる。
宮崎	9.95% (9.98%) ◆意見 平成28年度平均保険料率を10%に据え置くことについて、協会けんぽの赤字構造は依然として変わっておらず、中長期的に財政基盤の安定化を実現していくことを勧案すると妥当なものと思われます。 また、激変緩和措置についても全国一律の保険料率から都道府県単位の保険料率へ移行するに当たり、円滑な移行を図るために講じられたものであるため、定められた期間内での段階的な拡大により本来の都道府県単位保険料率に近づけなければならないことは理解いたします。 これらの現状を踏まえますと、宮崎支部の平成28年度保険料率9.9	◇意見 ●経営あるいは従業員の立場からすると来年度の宮崎支部保険料率 9.95% は、経営者にとってはありがたいことであります。（事業主代表） ●高齢化により医療費が伸びていく状況から、少々保険料率を上げることで医療費を賄いきれないということで平均保険料率の維持はやむを得ないのではないのでしょうか。引き下げというのは、こういう状況を踏まえると言えないのではないのかという感じが致します。医療費は大変なスピードで増えています。やはり、平均的な財政を考えれば料率を上げたり下げ

	5%については妥当なものと考えます。 今後、団塊の世代が前期高齢者となり高齢化が一段と進行することで医療費の急激な伸びが予想されます。これからも、被用者保険のセーフティネットとして健康保険を安定的に運営を行う使命を担っていかなくてはならないことから、昨年の医療保険制度改革により、当面の財政基盤の安定が図られた今、長くこの平均保険料率を維持し、保険料率の変動を出来得る限り抑える必要があると考えます。 そこで、当支部においても、保険者機能発揮・強化に向けた取り組みをこれまで以上に進めていきます。データヘルス計画に基づいた保健事業の実施、健康経営の推進及び地域医療への関与についても着実に進めていく所存です。	たりすることは良くないと思われます。ぎりぎりまで我慢して維持するという形の時期にきているのではないのでしょうか。(学識経験者) ●今後の問題は、短期ではなく中長期、団塊の世代が後期高齢に入るのが7.8年後ですが、その時を見越して制度を考えていただかないと、確実に財源不足という形になってしまうのではないのでしょうか。料率に関してはあまり変動させないほうが良いのではないかと思います。(被保険者代表) ●会社あるいは従業員の立場からしますと、消費税の負担もあり、宮崎支部保険料率が下がるということについては歓迎したいと思います。消費税のこともありますので、料率は下げいただくことが望ましいと思います。(事業主代表)
鹿児島	10.06% (10.02%) ◆意見 平成 28 年度の健康保険料率について、鹿児島支部は 10.02%から10.06%へ大幅な引き上げとなる見込みであり、事業主並びに加入者の皆様に多大な負担を強いることを誠に遺憾に存じます。 しかしながら、現状の都道府県単位保険料率の制度上、容認せざる他選択肢がないのが現実であります。 また、次の意見を付帯いたしますので、今後、本部において十分検討していただくよう要望いたします。 〈付帯意見〉 保険料率が度々変更また年々増加していくのは健康保険制度に対する信頼を損ないかねなく、将来にわたり持続可能な制度と言い難い現状であります。	◇意見 これまでの鹿児島支部評議会で意見の多かったのは「何を提言しても反映されず決定されていくものであれば、評議会で議論することに意味があるのか」との不満の声ではありますが、その他今回いただきました意見を添えます。 ・どれだけの剰余金があれば財政が安定しているといえるのか不透明であるので、単年度収支だけを見て意見をするのは難しい。 ・年齢、所得調整以外、各都道府県によって病床数割合など医療提供体制が異なる。地域の特殊事情を保険料率の算定に含めるべきである。 ・保険料率の変更時期の議論は毎年するものではなく、事業主等にアンケ

	それぞれの支部で実施している保健事業や医療費適正化に関する対応の多くが、すぐに効果が見えるものばかりでなく、中長期的な視点に立った財政運営が必要と思われます。 また、病床数割合など医療提供体制は現在大きな地域差があり、地域の特殊事情が調整されない限り、保険料率の高い支部、低い支部は固定化され、ますます差が開く一方であると思われます。 保険者（支払側）として医師会等との協定、連携重視ばかりではなく、診療報酬の改定、高齢者医療制度等に関して、構造的な問題を広く意見発信すべきと考えます。	ートを取り、現行の３月（４月納付）が定着しているのであれば今後変更すべきではない。 ・全国の支部評議会における意見の取り纏めで、平均保険料率 10%を維持すべきという意見が３支部で、引き下げるべきという意見が 16 支部でありながら、理事長の最終決定が平均保険料率 10%の維持であるということは、支部評議会の意見は必要ないということなのか。支部評議会としても簡単に意見を出している訳ではない。
沖縄	9. 8 7 %（9. 9 6 %） ◆意見 ・運営委員会の議を経て算出した支部保険料率は、妥当と考える。また、激変緩和率についても、平成 31 年度末までの段階的拡大を希望する。 なお、次年度以降の保険料率論議について、①景気動向を考慮した準備金残高の適切な運用、②平均保険料率論議の基本的考え方として、「中長期的安定」か「単年度収支」かの整理、③平均保険料率の検討材料、及びインセンティブ制度の内容と度合の早期提示、の検討をお願いしたい。 当支部としても、県民の健康状態や県民所得などの課題を認識しつつ、更に保険者機能強化を図る中から、国民皆保険制度の安定と維持に向け取り組みを進める所存である。	◇意見 1. 平成 28 年度沖縄支部保険料率について ・平均保険料率を 10%と維持したうえで、年齢調整や所得調整、支部の収支等を基に算出した料率であり、特に異議はない ・加入者や事業主の負担軽減を考えると、引き下げられるときには引き下げるべきと考える。今回は、結果として保険料率が 1 桁（9.87%）となったことは、所得が低い県民に対して心理的にもご理解いただける数字ではなかろうか ・保険料率軽減には、医療費の抑制が大事なため、今後も継続して医療費抑制に向け自助努力（保健事業の推進、ジェネリック使用促進など）していくことが重要である 2. 激変緩和率について ・平成 31 年度末を期限として、均等割りでの実施を希望 3. その他

		・ 2025 年問題など、今後、後期高齢者支援金の増加による保険料率の引上げが想定されることから、引き続き国庫補助率 20%の実現を目指すことが重要である。また、「高齢者医療への拠出金」制度自体の抜本的見直しを求める必要がある ・ 医療費を抑制していくためには、健診が重要であり、「3 号保険料率」の引き上げを考える必要もある ・ 現行、支部保険料率は、運営委員会で平均保険料率と激変緩和率が決定すれば自動的に算出されることから、支部評議会論議が運営委員会論議に反映するような仕組みが必要ではないか
--	--	---